

博士学位論文

少年犯罪・非行をめぐる社会的相互行為  
——H. ベッカーのパースペクティブをもとに——

東北大学大学院情報科学研究科

人間社会情報科学専攻

学籍番号 B0ID3001

佐久間 正弘

## 目 次

### 凡 例

序 章 .....	1
第一章 H. ベッカーにおける逸脱行動論の再評価 .....	5
第一節 はじめに.....	5
第二節 逸脱研究の対象.....	9
第三節 逸脱研究の方法態度.....	12
第四節 まとめにかえて.....	17
第二章 連續射殺魔への道.....	19
第一節 はじめに.....	19
第二節 永山則夫による連續射殺事件の概要.....	20
第三節 連續射殺魔のキャリア.....	22
第四節 逸脱の規準と基準.....	28
第五節 「信頼を失う可能性のある者」と「信頼を失った者」 .....	29
第六節 まとめにかえて.....	35
第三章 少年サポートチームの実践.....	37
第一節 はじめに.....	37
第二節 少年サポートチームとは何か.....	38
第三節 少年サポートチームの設立.....	39
第四節 「学校だけでは対応できない」というラベリング.....	43
第五節 少年サポートチームの実践事例.....	45
第六節 まとめにかえて.....	46
第四章 「子ども見守り隊」の活動.....	49
第一節 はじめに.....	49
第二節 「子ども見守り隊」の設立.....	49
第三節 郡山市における「子ども見守り隊」 .....	54
第四節 まとめにかえて.....	61
第五章 「犯罪と発達障害の関連性」についての言説.....	65
第一節 はじめに.....	65
第二節 研究の方法態度と先行研究.....	66
第三節 新聞は「犯罪と発達障害」をいかに伝えてきたか.....	67
第四節 まとめにかえて.....	75
終章 .....	79
文献 .....	87

凡例

- 1) 文献表示法・引用については日本社会学会の『社会学評論スタイルガイド』に準拠する。
- 2) ベッカーの訳文については必ずしも邦訳書にしたがってはいない。

## 序章

本論文の目的は、「少年犯罪・非行」という社会的現象について、少年と彼らを取り巻く社会の相互行為の諸相を描き出すことであり、H. ベッカー(Becker)のパースペクティブをもとにしてラベリングという視点で少年犯罪・非行をめぐる社会的相互行為を見ていく。それはベッカーが「逸脱は社会によって生み出される」(Becker 1963: 8=1973: 16) と逸脱を相互行為論的に捉えており、逸脱のラベルを貼ることの意義が逸脱の同定にあることを述べ、さらに「ラベリング論再考」(Becker 1973=2011)においてはベッカー自身の逸脱行動論が逸脱の相互行為論である、と述べていることによるものである。

少年犯罪の歴史には永山則夫による連續射殺事件が深く刻まれている。これは青森から集団就職で上京してきた少年が19歳のときに起こした連續射殺事件である。理想を求める若者が理想から疎外される過程では、表相性が人間を総体として規定して、他者のまなざしが地獄（見田 2008）と化す。表相性とは、身体の上に現れる諸特性と、書類等に記載される抽象的な属性の総体である。つまり、容姿・服装・持ち物・仕草・趣味・言葉（方言）などの特性と出生・出身地・学歴・肩書きなどの書類に記載される事項のすべてである。この表相性とおして他者がその人間が何者であるかを読み取り、社会における役割・階級を推測する。このようにして表相性というラベルによって確立された社会的アイデンティティを変更することは現代社会においては困難なことである。

理想の実現への道を閉ず過程は、新たに脱落者としてのラベルを付与し、負のアイデンティティを形成させ、挫折感や疎外感を深刻化させる。この悪循環が、社会に対する憎悪感を増幅させるメカニズムなではないだろうか。

しかし、原因、理由は何であれ若者が犯罪・非行に手を染めることを社会は「良し」とはしない。それは社会の秩序を蝕み人びとの生活に不安と脅威を感じせしめるからである。したがって社会は何らかの方策をとり、犯罪・非行の防止に努めようとする。

本論文は、このような少年と彼らを取り巻く社会における相互行為の有り様をとらえていこうとするものである。その時に準拠するパースペクティブがベッカーの逸脱行動論である。ベッカーが提唱する逸脱研究は、逸脱の行為者あるいは統制側にのみ焦点をあてるのではなく、逸脱というドラマへの登場者すべてを研究対象とする集合的行動としての逸脱理解の方法なのである。それは逸脱にかかわるすべての人々の相互行為を理解することにほかならない。私たちは、直接対面している人と相互行為をしているが、そればかりで

はなく、遠く離れた人とも間接的に相互行為をすることもある。さらには、実在しない人、実在するかどうかわからない人との相互行為をも行う。たとえばすでに亡くなった人を想起したり、そこにドロボーが隠れているのではないかと想像したりして、その想像上の人の相互行為をも行うものである。

ベッカーの述べる逸脱行動論では研究者は第三者の視点ではなく、そこに登場する研究対象者の視点から社会を見ていこうとするところに特徴がある。彼は、信頼性のヒエラルキーにおいて下層に位置づけられてその実態がよく知られていない人々の視点から社会を見ていくこうとした。

本論文は、こうしたベッカーのパースペクティブを参考にして展開していくものであり、社会生活の中で少年犯罪・非行に関わる様々な活動の様相を取りあげる。取りあげるテーマは、永山則夫事件（逸脱者のキャリア形成とラベル）、少年サポートチーム（行政機関による少年犯罪・非行の防止活動）、子ども見守り隊（地域住民の活動）、そして「犯罪と発達障害」についての言説（少年犯罪・非行の報道）である。これらは一見すると脈絡のないバラバラのテーマのように思われるかもしれないが、犯罪少年自身と犯罪・非行を防ごうとする公的機関、犯罪から子どもたちを守り安心して暮らせる地域社会を築こうとする地域住民、さらには犯罪・非行を人びとに知らしめる報道、というように少年犯罪・非行に関わる人々の活動を通して少年犯罪・非行という現象をめぐる社会的相互行為を観察しようという意図でこれらのテーマを取りあげた。

ここまで少年犯罪・非行という用語を定義せずに用いてきたが、本論に入る前にこれらの用語を定義しておかなければならない。

「非行」とは、広く一般には反社会的・非社会的行為（問題行動）の総称と理解されるが、狭義には犯罪・触法・虞犯の3行為のこととされる。これらの3行為は少年法において審判に付すべき少年として①罪を犯した少年 ②14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年、③将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年として規定されている。特に14歳以上の罪を犯した少年を犯罪少年、14歳未満で刑罰法に触れる行為をした少年を触法少年という。ここで述べた広義の意味での「非行」は、いわば社会学的カテゴリーで、狭義の「非行」は法学的カテゴリーとしての用語と言うことができよう。

本論文中では、特にことわらないかぎり「非行」を社会学的カテゴリーとしての広い意味で用いることにする。したがって法的カテゴリーの犯罪・触法・虞犯に加えて、例えば学校生活における問題行動等のような法令に規定のない行為であっても「非行」と呼ぶよう

に、この用語を広く用いることとする。このように定義すると、「非行」を絶対的なものととらえているようにも思えるが、個々の「非行」を絶対的なものとして定義するのではなく、その時、その場所、状況等によって人びとが定義する相対的なものであるとする立場をとる。そして「少年犯罪」とは、少年法に定めのある犯罪・触法・虞犯を指すことにする。また、特にことわらない限り、犯罪少年、触法少年、虞犯少年という言い方も法的用語として用いることとする。つまり、これらの用語が含意する意味は、法律が変われば変わるものと考える。

本論文の構成は序章と第一章から第五章および終章での構成となる。

第一章では、ラベリング理論として広く理解されてきたベッカーの逸脱行動論を逸脱の相互行為論として捉えなおす。ラベリング理論の中心的存在であったベッカーは、論文「ラベリング理論再考」の中で、自らの逸脱行動論が「不幸にも『ラベリング理論』と呼ばれることになった」(Becker1973:178=2011:173)とラベリング理論と呼ばれることに不快感を示し、「私は、この理論を逸脱の相互作用論と呼び、ラベリング理論というこれまでのラベルを返上したい」(Becker1973:178=2011:176)とまで述べている。

日本においてもラベリング理論はすでに議論がし尽くされている感があることは否めないのだが、しかし、その大半は逸脱行動の原因を探ろうとする性質のものであったと言えよう。だとすれば、ベッカーの述べる相互行為論として今一度見直すことを通して、現代におけるその可能性と限界を再検討し、逸脱をめぐる相互行為論を展開することの意義はあるものと考える。

第二章では、1968年に発生した永山則夫による連続射殺事件の検討を通して、何が逸脱のラベルとなるのか、ラベルは何をするのかということを明らかにしていく。主に則夫が獄中で著した自伝的著作を用いて、他者から付与された逸脱者のラベルを受容して逸脱者としてのアイデンティティが形成されていく過程を追いながら検討していくことにする。則夫の著作を通して、この過程を追跡することはアンダードッグであった則夫の視点から事件を見ることであり、アンダードッグが逸脱のラベリングにどう反応するのかという知見を得ることになるだろう。

ベッカーのキャリア概念だけで永山則夫事件のような個人と彼に関わる他者との相互行為を十分に検討することは難しい。そこでベッカーのキャリア概念に加えて、E. ゴフマン (Goffman) のステイグマ理論をも参考にする。

第三章は少年サポートチームの実践事例である。前章では永山則夫の事例を追いながら、少年が逸脱者として犯罪者のラベルを貼られ、自分自身でもまた逸脱者と認めて、それに対する反応の過程を検討してきた。そこで今度は、逸脱のラベルを少年たちに付与していく人びとを考察しなければならない。本章での課題は、公的機関がどのようにして少年に逸脱のラベル付与するようになるのかということを検討して、そこで起きていることを明らかにすることである。本章で検討する事例は、福島県郡山市において少年犯罪・非行を防止するために関係機関が行動連携する「少年サポートチーム」の実践である。

第四章では、地域住民によるインフォーマルなラベリングについて「子ども見守り隊」の活動から検討する。前章では、公的な機関によるラベリングがどのようにしてなされるかを見てきた。少年に対するラベリングは公的な機関のみが行うのではなくインフォーマルな私的関係においてもなされている。本章では、日常的に地域の大人と子どもはどのようにして子ども見守り隊の活動がなされるようになってきたかということを検討して、子どもたちへの意図しないラベリングがなされているかを明らかにする。

第五章では、新聞報道を中心に「犯罪と発達障害の関連性」についての言説の検討をする。第三章、第四章で検討してきた「少年サポートチーム」「子ども見守り隊」は、少年に関する犯罪の報道に接したて不安感や危機感を持った行政機関、地域住民の反応であった。

本章では、犯罪と発達障害の関連について新聞報道をもとに検討し、「犯罪と発達障害との関連性」の言説がなにをしてきたのかを明らかにする

犯罪と発達障害の関連についての言説は「切り離し手続き」の機能をしており、普通の少年による犯罪に対する不安感を払拭するとともに、責任を家庭と学校に帰することをした。また、発達障害を正しく理解して適切な支援をしていくならば発達障害が犯罪に結びつくことはないのだが、その理解と適切な支援に欠ける社会環境の問題を提起することにもなったのである。

終章では本論文のまとめをすることになる。

# 第一章 H. ベッカーにおける逸脱行動論の再評価

## —逸脱の相互行為論の展開のために—

### 第一節 はじめに

#### 1 本章の課題

1963年『アウトサイダーズ』を著しラベリング理論の中心的存在であったH. ベッカーは、論文「ラベリング理論再考」を1971年に発表し、1973年にはこれを『アウトサイダーズ』に第十章として付け加えた。それはラベリング理論に対する批判<sup>1</sup>への回答でもあったのだが、この中でベッカーは、自らの逸脱行動論が「不幸にも『ラベリング理論』と呼ばれことになった」(Becker1973: 178=2011: 173)とラベリング理論と呼ばれることに不快感を示し、「私は、この理論を逸脱の相互作用論と呼び、ラベリング理論というこれまでのラベルを返上したい」(Becker1973: 178=2011: 176)とまで述べている。

ごく大まかに言って、逸脱行動論には何をもって逸脱とするかを問ういわば本質論と、逸脱の原因を問う原因論がある。この前者、すなわち何が逸脱なのかという逸脱の定義を問題としたのがベッカーの『アウトサイダーズ』であった。ベッカーの提唱は、逸脱の定義が社会的産物であるということだったのであり、逸脱の行為が社会的産物であるというのではなかった。にもかかわらず、「ラベリング理論」ではラベリングが逸脱行為を引き起こすという理解がなされてきた。ベッカーは、こうしたラベリングという行為に焦点を絞った原因論として自分の論が捉えられる事、いわば本質論なしの原因論が特定の行動を逸脱と見なすことを自明視してしまうことに不満を示したのだった。

日本においても、ラベリング理論は1970年代から80年代に盛んに議論され、すでに議論がし尽くされている感があることは否めないのだが、しかし、その大半は逸脱行動の原因を探ろうとする性質のものであったと言えよう。だとすれば、ベッカーの述べる相互行為論として今一度見直すことを通して、現代におけるその可能性と限界を再検討し、逸脱

<sup>1</sup> ラベリング理論に対する批判を高原正興（2011）は、ラベリング理論が主張してきた論点に対する批判を内在的批判とし、ラベリング理論には含まれてはいなかつたにもかかわらずなされた批判を外在的批判とした。内在的批判には次の三点を挙げた。①規則のコンフリクト的生成とその相対性の過度の強調 ②逸脱の増幅過程の強調 ③少年司法に関する現実適合性。外在的批判として次の三点を挙げた。①原因論的分析の回避 ②犠牲者のいない犯罪への限定 ③日本の風土に不適合（人種・民族上のコンフリクトが少ないなかでセレクティブサンクションが実証しにくい）

をめぐる相互行為論を展開することの意義はあるものと考える<sup>2</sup>。

本稿の課題は、ベッカーがラベリング理論と呼ばれることに強い不満を示したということをもとに「ラベリング理論再考」を検討し、逸脱研究の方法態度を中心に逸脱の相互行為論としてベッカーの逸脱行動論をとらえ直すことにある。

## 2 先行研究

### (1) 「混同」の系譜

ベッカーに「…ラベリング理論というこれまでのラベルを返上したい」とまで言わせたものは、彼の最初の主張が拡大解釈されて、広くラベリング理論として理解されていることがらが、彼自身が提唱したことから乖離しているとベッカーが感じていたことにほかならない。

ラベリング理論といわれている理論はベッカーの主張だけではなく、レマートやタンネンバウム、エリクソンなどをはじめとするベッカー以外の多くの研究者の主張する理論をも総合して、その名で呼ばれている。ラベリング理論はある命題からなる理論ではなく、必ずしもラベリング論者と呼ばれる個々の研究者の提唱を正確に言い表しているものではない。ラベリング理論の中心的存在といわれるベッカーでさえラベリング理論というラベルを返上したいと言うこのパースペクティブは、鮎川潤が「逸脱を考察する際のアプローチの仕方であり、さらに非常に多様な立場が混在している。したがって、『ラベリング理論』あるいは『レイベリング理論』という呼び方は適切ではないように思われる」(鮎川 2006 : 56) と述べているように、ラベリング理論というラベルはその内容を表現するのに的を射ているといえるかどうかは疑問である。

日本でもラベリング理論については論者によってその論点や評価に違いが見られるので、一般的な紹介がなされていると思われる社会学事典や逸脱行動論の教科書に記述されているラベリング理論を再確認してみる。

<sup>2</sup> 例えば、非行少年や犯罪少年と呼ばれる少年たちも小学校への入学式では希望に胸を膨らまして校門をくぐり、両親、親族をはじめ、多くの人びとが彼の入学を祝福したに違いない。それがいつの間にか非行少年、犯罪少年と呼ばれるようになるのはなぜか、いつからそうなるのか。この問題を解決するには、少年犯罪・非行という逸脱の原因を行為者自身に見出すのではなく、行為者を取り囲む他者の反応にも目を向け、そこで起こる相互行為を検討することが有効なのではないかと考えられる。特に校則の制定による逸脱の定義と校則の運用の問題などは逸脱の本質論的な議論の展開が必要であろう。

例えば、『岩波小辞典 社会学』には、ラベリング理論は「逸脱行動論の一つで、規則に反した行動をした人に〈逸脱者〉のラベルを貼ることによって、〈逸脱〉が生み出されるとする理論。H. ベッカーは、（中略） ラベル（例えば薬物の“常習者”）を貼ることが、〈逸脱〉の定義にとって決定的に重要であるという見方をとった。逸脱ラベルを貼られた人は、逸脱者としてのアイデンティティを形成せざるをえなくなり、〈逸脱の増幅回路〉に入り込むのである」と記述されている。「ラベルを貼ることによって、逸脱が生み出される」ということについてベッカーは、「強盗は誰かが彼に強盗のラベルを貼るからその行為に走るのだといえば、馬鹿げている。同性愛者のすることはすべてだれかが彼を同性愛者と呼んだ結果だというのも同様だ」（Becker 1973: 179=2011: 175）と逸脱のラベリングによって逸脱行為が生じるという理解を否定する。ベッカーが「アウトサイダーのレッテルを貼ることによって逸脱を生み出す」と述べたことが、もしも逸脱のレッテルが逸脱行為の原因になるというように理解されたならばベッカーの意図からはずれることになる。ベッカーの意図したことは逸脱の定義の問題についてであって、逸脱の原因がレッテルであると述べたのではなかった。要するにベッカーの提唱は逸脱の定義過程を問題とするいわば本質論であったにもかかわらず、ラベリングが原因で逸脱が起こるという原因論として理解されることへの不満があったのであろう。

また、「従来の研究者の眼は逸脱行動とその行為者にのみ向けられていたのに対して、（中略） 行為や行為者に『逸脱』や『違反者』のレッテル（ラベル、レイブル）を貼ることによって逸脱を創り出す警察や裁判所などの法執行機関をはじめとする〈社会統制機関〉を研究対象として指定した」（鮎川 2006: 55）とも述べられるが、ベッカーとしては、研究対象を逸脱者から社会統制機関に変更したことではなく、逸脱者も社会統制機関をも含めて研究対象を広げたということだったのであろう。つまり、従来から研究対象者であった逸脱の行為者も研究対象なのである。まして、視点を 180 度転換して統制者のみを研究対象とするというような意図はなかつたのではなかろうか。

## （2）日本での受容

宝月誠はラベリング理論を「レイベリング論は逸脱行動の定義（definition）の仕方そのものを議論の対象とし、逸脱の定義が生み出される理論的な説明根拠を与えようとする」（宝月 1973: 64、1990: 10）と述べ、ラベリング理論の系譜を紹介するとともにベッカーの『Outsiders』を紹介した。

土井隆義は、知識社会学は「人間をめぐる現実世界を実体として捉えずに、社会的に構

成された創造物として理解する」（土井 1988：29）と述べ、ラベリング理論の立場は「その知識のあり方 자체を問題化しているという意味において、知識社会学的な視点である」（土井 1988：29）と逸脱行動の知識社会学的な理解を試みた。

ラベリング理論を犯罪や非行だけではなく日常生活のレベルまで広げてコンフリクト理論として捉えたのが高原正興である（高原 1996, 2011）。高原によると、そのコンフリクトには「権力 対 非権力」、「マジョリティ 対 マイノリティ」、「上流・中産階級 対 下層階級」、「社会統制機関 対 青少年」などを挙げることができ、ラベリング理論は犯罪や非行の領域だけでなく日常生活レベルでのコンフリクト理論であるという。

いずれも、逸脱の相互行為論としての性格をくみ取っているように見える。本稿はこうした解釈の系譜のうえに立つものである。

宝月は「なにが逸脱かということは、研究者が科学的であれ、恣意的であれ、決定することではない。むしろわれわれが知る必要があるのは、日常世界に生きる人びとが何を逸脱とみなすのかという点にある」（宝月 1977：23、1990：43）と、逸脱の定義は社会学者による安易な定義であってはならないという。そして、社会学者による定義は有害でもあるとも述べ、それよりも人びとが実際に行っている逸脱の定義を把握することが必要だという。そして逸脱の分析順序を、「人びとが逸脱と規定しやすい行動が、①実際にどのような行動の種類であるのか（逸脱行動のカテゴリー）、②社会学的諸カテゴリー（職業、性別、年齢、居住地等々）によって、その配置状態を区別し、③それぞれ逸脱とみなす彼らの主な理由（逸脱観）を把握する作業」（宝月 1977：25、1990：46）としている。宝月の説は、「研究者の逸脱観に基づく逸脱」から「人びとの逸脱観による逸脱」へ軸足を移したものと言えよう。

しかし、そうだとすれば当然ながら、その人びととは誰のことなのか、観察者は誰の定義に注目するのか、さらに言えば、観察者の立ち位置はどこなのかが論題となろう。

この点に関し、森田洋司は逸脱研究における研究者の立場についての考察をしている（森田 2004）。森田は、問題解決的な志向を有する実践的な関わりが強い逸脱研究では、ラベリング理論以降研究者の価値判断をどう取り扱うかは避けて通れない問題となってきたとしている。これまでの逸脱研究法の議論を「観察者の視点」と「事象に含まれる当事者の視点」という二つの軸を規準として整理したうえで、「当事者主義に流されず観察者としての立場を担保するためには、自らをも現象の構成要素として客体化し、自覚化することが必要」（森田 2004：26）と述べている。森田は、逸脱研究では研究者の持つ価値判

断を完全に排除することが不可能な中で、無自覚的に価値観を導入すること<sup>3</sup>を防ぐためには、調査研究者は現象の外側に立つ第三者ではあり得ないと考えるのである。

宝月も森田も、ともに、研究者の逸脱観あるいは価値観をどう取り扱うか、また研究者の立ち位置をどこにおくかということを問題にしている。

## 第二節 逸脱研究の対象

ベッカーは、自身の逸脱研究の対象を集合的行動(*collective action*)と捉えている。人間の行動は他者との関わりにおいて行われるものであり、まったく他者と関わりのない行動はありえない。人間は、他者がどう行動したかを見て、この後どのような行動をするのかを予測しながら行動する。そして、自らの行動を他者がどう解釈しているのかということをも想像しながら行動する。ベッカーはこのような他者との相互行為を「調整(*adjustment*)」「すり合わせ(*fitting in*)」といい、この「調整」「すり合わせ」の全体を集合的行動と呼ぶ(Becker 1973: 182=2011: 177)。

全ての人間の行動が集合的行動であるならば、逸脱行動も例外ではなく集合的行動である。社会生活はフェイス・トゥ・フェイスの対面的な相互行為だけから成り立っているのではなく、直接は見えない人びととの間でも間接的に継続的な相互行為をも行っているとベッカーは考える。例を挙げるなら、商品を媒介とした生産者と消費者との関係であったり、法律の作成者の仕事が人びとの行動を規制することであったり、直接の対面的な相互行為だけではなく間接的な相互行為をも研究の対象としなければならない。したがって、それまでの逸脱行動の研究のように、逸脱行動の当事者と身近な他者たち、たとえば第一次集団内の相互行為過程を追跡して遠い過去における社会化の失敗を指摘しているだけでは不十分なのであろう。

ベッカーは、逸脱行動には二種類の集合的行動があると考える。ひとつは、複数の人間による共犯と言えるような逸脱の集合的行動で、これには明確に集合的な意志の一貫がある。複数の人びとの協力があってこそなしえる逸脱行動である。もう一つは、法律や規則を制定し、それを執行する人びとの行動と逸脱者と呼ばれる人びとの行動との相互行為に

<sup>3</sup> 森田洋司は、社会を有機体によって説明する社会有機体説から機能主義へと展開されていった段階では、何が逸脱であり、何が問題であるかの判断は観察する側に委ねられているという。さらにその判断基準が観察者自身が生活する社会や文化等で自明視されていることが多く、観察者が無意識のうちにそれを分析の枠組みとして採用してしまうことになるという(森田2004)。

よる集合的行動である。これらの法律や規則を制定する人びと、それを執行する人びとの行動がなければ逸脱行動にはなり得ない。他人の悪い行動に不満を訴える人々がいてはじめて逸脱行動となる。こういった全ての人々を対象として観察することによって逸脱行動の全体を理解することができる。ベッカーが逸脱行動を集合的行動とみなして自らの逸脱行動論を相互行為論と呼ぶ逸脱の研究は「逸脱というエピソードに登場するすべての人びとを観察すること」(Becker 1973: 183=2011: 178) にほかならない。

その「逸脱というエピソードに登場するすべての人びと」には誰が含まれるのであろうか。第一に逸脱の行為者と協力者、その仲間が上げられよう。次にベッカーあげるのは、違法行為の申し立てをする人々であり、それは法律やモラルの執行人としての参与者である。ベッカーが言うところのモラル・アントレプレナー（道徳的事業家）などもこれに含まれる。彼の言葉で言うならば「人びとが日々の生活の中でどのように倫理的意味を構築し再確認しているか」(Becker 1973: 184=2011: 179) ということが逸脱研究の本質なのだから、他者の行為を逸脱であると申し立てる人びとは重要な研究対象となる。逸脱の集合的行動は「逸脱行為の申し立てが中心的な役割を演じているドラマなのだ」(Becker 1973: 184=2011: 179) とベッカーは考える。

だとすれば、逸脱の研究においては、人びとの行為に道徳的に悪い意味を付与して、そのことを告発する人々の活動をも重要な研究対象としなければならないだろう。ベッカーの言葉で言うならば「逸脱というドラマのあらゆる面での主要な要素は、自分はそうすることが正当だといえる権力を持った人々によってなされる定義の付与——状況の定義、行為の定義、人々の定義——である」ので、「逸脱というドラマを完全に理解するためには、これらの定義とそれが発生し正当性を獲得し自明のものとなるまでのプロセスを徹底的に研究しなければならない」(Becker 1973: 208=2011: 199) のである。というように、逸脱の行為者だけでなく規則・法律の制定者や警察官などの執行者、モラル・アントレプレナー、そして観衆も含めて逸脱に関わる参与者を研究対象として彼らの相互行為を観察しなければ逸脱を十分に理解することは不可能である。

マリファナ喫煙や同性愛のように被害者の存在しない逸脱行為を想定しているベッカーの逸脱行動論ではほとんど議論されてはいないが、犯罪の被害者あるいは被害者家族等も逸脱のエピソードに登場する人物であり研究の対象とされるべきであろう。

研究対象とすべき「逸脱というドラマ」の参与者を決定するといったときに、もう一つの問題が残る。それは、何が逸脱かという根本的な問題である。逸脱のラベルを貼られた

ことが逸脱だというだけではあまりにも単純化しすぎてしまうことになる。

ベッカーは、逸脱行動のタイプを「正真正銘の逸脱(pure deviant)」「誤って告発された行動(falsely accused)」「隠れた逸脱(secret deviant)」「同調行動(conforming)」の四つに類型化した (Becker 1963: 20=1993: 20)。このことについては多くの批判がある。

例えば、宝月は「逸脱定義の本質が他者の反応にあるとするならば、『隠れた逸脱』という概念が用いられるのはいかなる根拠に基づくのか」(宝月 1977: 22)とベッカーの曖昧さを指摘する。確かに、ベッカーが『アウトサーダーズ』において定義したように、すべての逸脱者に共通なことは逸脱のレッテルを付与されているということだけであり、「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人びとに適用し、彼らにアウトサイダーのレッテルを貼ることによって、逸脱を生み出す」(Becker 1963: 9=1993: 17)というのであれば、他者が逸脱者として認めて、それにふさわしい反応をしなければ逸脱者にはならないはずである。したがって他者が逸脱とは認めていない「隠れた逸脱」は逸脱とは定義されないことになり矛盾が生じることになる。

ベッカーは、この四類型化の問題について「ラベリング理論再考」の中で次のように言及した。

私の最初の分類が混乱を招いたのは、「順応」行動という項を（「規則違反」行動に対置して）置いたからである。この区別には、まず規則違反が起こったという判断が先行しているという含意があるが、まさにその点こそこの理論が問題視していたことなのだ。私としては、ある行為の遂行(commission)か非遂行(noncommission)かという区別にしておくべきだったと考えている。(Becker 1967: 180=2011: 1776)

「隠れた」という言葉は、ほかの誰も知らないのに、私たち研究者がその行為を逸脱と知っているということを意味してしまう。(Becker 1967: 187=2011: 181)

当初は、規則違反がなされたか、なされなかつたかという二分類とその行為が逸脱と定義されるか、されないかという二分類をクロスさせて人びとの行為を四分類したにすぎなかつた。ある行為がなされたか、なされなかつたか、それを人びとは逸脱とするのかしないのかと分類すればよかつたというのである。ところが、そこに「隠れた逸脱」という矛盾が生じてしまった。ベッカーは、この矛盾をローバー(Lorber)が「行為者自身が自分

のやったことを逸脱と定義していながら、それを他の人びとに露見せずにうまく隠している場合」(Becker 1967: 180=2011:176)が隠れた逸脱であるとして解決してくれたという。

さらに、ベッカーは、「ある行為が逸脱だという科学的な判断なしに、人びとは容易にそうした行為を逸脱と定義しがちだという事実を示す言葉を持つことは有益なことである。そうした行為を『潜在的な逸脱』(potentially deviant)と呼ぶことにしよう」(Becker 1967: 181=2011: 176)と新たに「潜在的な逸脱 (potentially deviant)」という逸脱の概念を導入した。「潜在的な逸脱」とは、発見されれば逸脱と定義されるような行為のことである。例えば、公衆トイレで同性愛行為を行っている人間を発見したならば、科学的な根拠がなくても人びとはそれを逸脱とみなすに違いない。このような科学的な根拠なしに人びとが容易に逸脱と定義しがちな行為を「潜在的な逸脱」という。

ベッカーが主張したものは、このような「潜在的な逸脱」にも十分に目を向けるものであった。彼はラベリングという行為のみに焦点を絞って逸脱の研究をするものではなく、逸脱行為に関わるすべての人を対象とすることによって「人間活動の全領域に対するものの見方、つまり、これまで不明だった物事を少しでも多く理解しようとするに価値をおくパースペクティブ」(Becker 1967: 181=2011: 176)を提示しようとしたと言える。

### 第三節 逸脱研究の方法態度

#### 1 「価値にとらわれないこと」と研究者の立場

因習的社會からは悪であるとみなされている行為について研究する逸脱の研究では、研究者がいかなる視点に立って逸脱の現象を観察するのかということが問題となる。逸脱というドラマへの参与者のいずれかの視点に立つことは、偏見を持っているのではないかという批判をうけることにつながる。それは逸脱者側の視点に立とうが、統制側の視点に立とうが、被害者側の視点に立とうが、それぞれ別の立場からの批判を受けることになる。

では、偏見の非難を受けずに、いずれの参与者の視点にも立たずに第三者の視点で逸脱の現象を観察し記述することは可能なのであろうか。ベッカーはこれに対して、否と答える。その上で論じているのが「価値にとらわれないこと」(value free)である。

ベッカーは、「価値にとらわれない」ということを次のように捉える。

科学者がなんらかの問題とその解答にいたる方法を与えられたとき、彼の政治的立場や価値観がどうであれ、かならず同じ解答にたどり着くはずであることはすべての社会

科学者が合意する。私はそれを価値にとらわれないこと(value free)と考える。その解答は、私たちの思惑がどうであれ『そこにある』搖るがしがたい事実の世界によって与えられるのである。(Becker 1973: 198=2011: 191)。

だが、この言明を単に、いかなる見地をとろうとも公平な観察を心がければ分析結果は一致するはずだ、等と受けとめると、その理解は直ちに困難に出会う。ベッカーは自ら自分はアンダードックの立場に立つと述べているからだ。したがってこの文言は、ファットキャットの見地とも一致しうると述べていることになる。そうではなくて、その立ち位置に自覺的に身を置いてみることの意義と、いわゆる恣意的解釈との峻別をこれは説いていふと考えられよう。

ベッカーは、偏見をもっているとの理由で社会学者が非難されるのはどんな時だろうかと考える。それは、信頼性のヒエラルキーにおける下層グループのパースペクティブに信頼を与えたときに偏見があるとの非難がより起こるのだという (Becker 1967: 241)。上層のグループは道徳性の権力、権威を顯示するする人たちであり、下層のグループは道徳性に反する人々と考えられている。たとえば、公務員、警察官は上層のグループに属して市民は下層、教師が上層で生徒は下層、医師は上層で患者は下層というようにその上層は権力あるいは権威をもっており、彼らの話は信頼を持って聞かれることになる。そして下層のものは信頼性において常に蔑視されることになる。このように社会には信頼性のヒエラルキーが存在する。

ベッカーは「問題は立場をとるべきかどうかではなくて、むしろ我々は誰の立場を取るかである」(Becker 1967: 239) として「通例、我々はアンダードッグの立場を取る」(Becker 1967: 244) という。

そこでベッカーは、逸脱者のあるがままの生活についての事実資料が必要不可欠であることを強調する。事実をあるがままに記述することが、逸脱研究が科学的であるための条件となるのである。つまり、方法論的に重要なことはエスノグラフィックな詳細な記録の検討なのだ。ベッカーは現実に起きていることを安易に抽象的な名詞に置き換えてしまうことで、実際に一緒に行動する人びとの関係が見えなくなってしまうことがあると言う。対象をじっくり見つめ観察したことを詳細に記録しなければならない。それは研究者がそれまで持っていた既成の理論や文献的知識を一旦棚に上げて観察し、眼前の出来事を詳細に記述することである。

もとより、素朴な記述論では問題であろう。どんな研究者であっても、目の前で起きていることのすべてを記述することは不可能なことであり、記述することがらを取捨選択しなければならない。それは筆記による記録だけではなくビデオカメラ等で記録するにしても同じ事である。何を記録し、何を記録しないかという選択は記録者としての研究者に任せられている。それは価値判断を伴う研究者の主観によるものということになる。判断の基準が研究者の生活する社会で自明のものとされている場合に、無意識的にそれを持ち込んでしまうことになる（森田 2004）。

こうした研究者の無自覚的な主観を回避してできるだけ客観的に社会問題を観察しようとした機能主義的アプローチであっても、社会の状態に目を向けている限り社会問題の定義は曖昧であるとして、「社会の状態」から「人びとの活動」に焦点を移したのが社会問題の構築主義的アプローチである。機能主義的アプローチが社会を崩壊させる状態が社会問題であり、それは社会学者によって診断されるべきだとする。このように何が社会問題かといったときに社会の状態に着目したのではその定義が曖昧にならざるをえないの「問題とされる状態」から「問題をめぐる人びとの活動」へと焦点を移動すべきだという。つまり、人びとが社会問題を定義する過程に焦点を合わせ、客観的状態の定義は、その状態が社会問題だという状態についての主張がなされているということにあるとした。社会問題の構築主義的アプローチでは社会の状態に焦点を当てるのではなく、「クレーム申し立て活動（claims-making activity）」（Specter & Kituse 1977: 73=1990: 116）という活動に着目して人びとの活動を記述することを提唱した。

こうした構築主義の見地は、著者らの主張する通り、ラベリング理論を受け継ぎつつ乗り越えようとする企図に方向付けられたものだった。だが、「人びとの見地」の主張によって、かえって研究者の見地が隠されてしまったきらいがあろう。どんな人びとの見地なのは自明には決定されず、研究者の選択がそこに働いているからである。だとしたら、その選択の自覚を説くベッカーの見地は再度注目に値しないだろうか。

ベッカーは、人間は自己が置かれた状況に解釈を施し、その状況を処理するために自己の行動を調整するというブルーマーの議論を引用しながら、研究対象者のいづれかの視点を取らなければ逸脱現象に含まれている解釈過程を研究することができないと述べている（Becker 1973:172=2011: 168）。人間は自己の置かれた状況を解釈し、それによって行為をするのであるから、社会学者は研究対象である一人の人間あるいは集団の視点を取らなければならないという考えに基づきおくベッカーは、逸脱の行為者か逸脱のラベルを貼る

人のどちらかの視点を取らなければならないと考える。

1963 の『アウトサイダーズ』(Becker 1963) について、スペクターとキツセが「どのようにして規則を作り出し、それを他者にあてはめ逸脱を作りだすかではなく、人がどのようにして他者が違反行為とみなすような種類の活動に参加するかが報告されている」(Spector & Kitsuse 1977: 62=1990: 97)との批判をしている。ラベリング理論は、反作用を行う社会に注目するといいながら逸脱の行為者の活動を報告しているではないか、というのである。

そうではないのである。ベッカーは、「逸脱に対する因習的な社会の視点は一般によく知れわたっている」(Becker 1973: 174=2011: 170)ので「逸脱活動に参与する者たちの見解」を研究しなければならないという。そうすることによって、規則を作り、それを執行する統制側のリアリティをも逸脱者の側からの視点で描き出そうとしたのであろう。

事実、ベッカーは”Whose Side Are We On?”という論文の中で、信頼性のヒエラルキーにおいて軽視されているアンダードックの側に立つことを明確に述べている (Becker 1967)。それは、アンダードックの視点から世界を見ようということなのだ。

## 2 逸脱研究の限界

こうした方法で観察された「記録が逸脱という舞台とともに参加する者によって作成されたものであり、またそうした脈絡で理解されなければならない」(Becker 1973: 174=2011: 187)と述べるベッカーでは、研究者はそこで起こっている出来事を外から観察し記録するだけの第三者ではなく、逸脱者と緊密な関係をつくり、それを持続させている参与者でなければならないと考える。それは「研究者は少なくともしばらくの期間を費やして彼らの棲息地でその日常活動を観察しなければならない」(Becker 1963: 174=1993: 243)というように、研究者が逸脱者の生活する場所で彼らとともに生活をして日常生活を観察しなければならないことを意味する。

実際にベッカー自身、マリファナ使用者のなかでの調査を実施して経験的研究を行った。その結果を『アウトサイダーズ』第三章、第四章で詳述している。ここで改めて要約するには及ぶまいが、それにはマリファナ使用者とベッカーとの間にラポールが形成され、ベッカーには安心して何でも話せるような関係になっている様子が伺える。このような密接な人間関係をつくることによって、ベッカーはマリファナ使用者のリアリティを生々しく描き出すことに成功した。ベッカーがこうした逸脱者とともに生活し逸脱行為を記述する

ことが可能だったのは、研究対象とした逸脱が被害者の存在しないマリファナ喫煙やジャズミュージシャンの活動だったからである。窃盗、暴行、殺人といった犯罪を研究対象としたときに、被害者を眼前に置いて逸脱現象の記述者に徹することができるのであろうか。否である。たとえそれができるとしても、そうすることが研究者として、いやそれ以前に人間としての許されることなのであろうか。

S. ヴェンカティッシュ (S. Venkatesh) は、寝食をギャングとともにしながらギャングの実体についての調査研究を行った。ある時、J T (仮名) という男のギャングのグループがC ノート (仮名) という一人の老人に暴行を加えてたたきのめす場に直面した時のこととを記述している。少し長くなるがそれを引用する。

……その後何週間か、今後、人が殴られるのに出くわすことがもっとあるんじやないか、ひょっとして目の前で人が死んだりするんじゃないかと、悶々として心配して過ごした。そんなことがあっても J T のギャングと付き合えるのは面白い。でも、ぼくはそろそろ恥ずかしくなっていた。ぼくはたかだか社会学者で、一歩引いて客観的に観察していればいい、そう信じていた。その信念がだんだん揺らぎ始めた。誰かがたたきのめされているのに、ただ呆然とたってみているだけでいいのか (S. Venkatesh 2008: 63-64=2009: 84)。

ギャングの連中が麻薬を売るのも、住人が麻薬をやるのも、いろんな人がちょっとしたシノギでお金を稼ぐのも目にしていた。ヤク中がクラックを吸うのを見ているのは別に何ともなかったけど、C ノートの事件ぐらいになると考へてしまう。 (中略) ああいうことを見かけた場合、どうしたらいいんだろう? あの日、警察に電話することも真剣に考えた。なんといっても C ノートは暴行を受けたのだ。なのにぼくは何もしなかった (S. Venkatesh 2008: 69=2009: 91)。

研究者がこのように「今、ここで」逸脱行為がなされているその現場で観察し、記録できることは、事後のインタビューや聞き取り調査とは比べ物にならないほどの迫力や淒みを表すことが可能になるのであろう。ベッカーが「研究者は少なくともしばらくの期間を費やして彼らの棲息地でその日常活動を観察しなければならない」(Becker 1963: 174=1993: 243) いうことも、この現場に直面したものしか書き表すことのできないリアリテ

イを求めることがだったのではないだろうか。

それは、他の領域とは異なる逸脱研究における独特のジレンマを生じさせることになる。他者が暴行を受けている現場に直面したときの衝撃の大きさもさることながら、人道的な見地からというよりもむしろ人間の感情として良心の呵責を感じずにはいられないのではないかだろうか。研究者として現実の記録に徹すべきなのか、その場でなにができるかはわからないとしても一人の人間としてどう行動すべきなのかという研究上のモラルの問題に直面することになる。ここに、他の研究分野には見られない逸脱の研究態度として一つの限界が存在するということになろう。

#### 第四節　まとめにかえて

ベッカーの提唱したものは何だったのか。これまで見てきたように、逸脱というドラマに関わるすべての登場人物を研究対象とし、それらの広範囲な登場人物のダイナミックな相互行為を理解するそのパースペクティブだった。それは、「はっきり見えるものに焦点をあてるとともに、より綿密なデータ収集と理論分析をする出来事や利害関係に焦点を合わせる」(Becker 1973: 207=2011: 199) ことなのだ。

相互行為論的なアプローチは、それまでの原因論が研究対象としてこなかった規則制定、執行の権力あるいは権威をも含めて研究対象とする。ベッカーによれば、こうした相互行為論的アプローチは権力への批判でありそれに基づく社会秩序の安定へ攻撃するというような批判を受けてきた (Becker 1973: 194-195=2011: 188-189) が、こうした批判はベッカーの主張を誤解していると言う。

ベッカーは信頼性のヒエラルキーにおいて軽視されるアンダードッグの立場を取る。それはアンダードックの側から社会を見ていこうとすることなのである。

逸脱研究が偏見をもった研究であるというような批判を受けないためには、研究者の逸脱観や価値観を完全に排除することは、逸脱研究が問題解決的で実践的であるという性格上困難なことである。無意識的に逸脱観や価値観を持ち込むのではなく、そのことに自覚的であることが必要なのだ。ベッカーの提唱したことの一つはまさにこのことだったのである。

逸脱のドラマを観察し記録するには、そこに登場する人物あるいは集団の視点を取らなければならない。全くの第三者の視点で観察記録することはできない。ベッカーは信頼性のヒエラルキーの下層の視点を取り、アンダードッグの立場を取る。そしてアンダードッ

クの側から逸脱というドラマの全体を見ていこうとする。

ベッカーが提唱する逸脱の相互行為論としてのアプローチの方法態度は、筆者が関心を寄せる少年犯罪・非行を理解する上でも重要なことであろう。たとえば、私たちが非行少年の生活に关心を持って研究をしようとするとき、なぜ少年の行為を制限する規則があるのか、なぜ教師は少年の行動を規制するのかということを知らずにはすまされまい。つまり、ベッカーがアンダードッグの比喩を用いて行った問題提起の趣旨は、逸脱というラベルをめぐって通用している支配的な論理の非自明性の指摘にあろう。その観点からとらえなおすならば——信頼性のヒエラルキーとの無自覚的な結託に陥るのではなく、それ 자체を興味深い観察対象としてとらえるならば——その規則や教師の役割も逸脱のラベルに対する反応の一様式として、分析枠組みの中に浮かび上がってくることになるだろう。逸脱という現象は、非行少年だけに焦点を当てるのではなく、少年の行動を統制しようとする大人だけに焦点を当てるのではなく、彼らが織り成す相互行為をとらえるアプローチによって明らかになってくるのではないだろうか。

少年の特性や生育環境等からのみ犯罪・非行の原因を見出そうとしがちであるが、これらに加えて、統制側としての警察の活動や司法、立法、教育、そして報道等をも含めたダイナミックな相互行為を検討することで、より理解を深めることができる。その時に重要なことは、誰の視点に立って観察するかという研究者の立ち位置を明らかにすることなのであろう。

## 第二章 連續射殺魔への道

### 第一節 はじめに

前章では、逸脱研究におけるベッカーのパースペクティブを検討して、ラベリング理論といわれるベッカーの逸脱行動論を相互行為論として見直した。本章では、1968年に発生した永山則夫による連續射殺事件の検討を通して、何が逸脱のラベルとなるのか、ラベルは何をするのかということを明らかにしていく。則夫が獄中で著した自伝的著作を中心に、他者から付与された逸脱者のラベルを受容して逸脱者としてのアイデンティティが形成されていく過程を追いながら検討していくことにする。則夫の著作を通して、この過程を追跡することはアンダードッグであった則夫の視点から事件を見ることであり、アンダードッグが逸脱のラベリングにどう反応するのかということを知ることにもなろう。

ベッカーは、マリファナ喫煙者がいわゆる初心者から常習者へと順次逸脱が深化していく過程を検証して逸脱のシークエンスを明示し、常習の逸脱者（マリファナ喫煙者）となっていく過程を逸脱のキャリア概念によって説明した（Becker 1963=1973）。ベッカーによると、マリファナの常習的な喫煙者になるには、種々の段階を経なければならない。それぞれの段階で、逸脱に必要な物的条件、人的条件があるという。逸脱が継続しさらに深化していくためにはシークエンスのそれぞれの段階に必要な行為がある。最も初期の段階に必要不可欠であった行為は他の段階には何ら影響しなくなるし、他の段階で必要なことが初期の段階に必要とは限らない。そのことをベッカーが報告したマリファナ喫煙の事例で言うならば、初心者の段階からマリファナの快楽効果を知る段階に深化するためには、適切なマリファナ喫煙法の学習が必要不可欠であり、マリファナの適切な喫煙法を学習する行為なしには次のシークエンスには進めないのである。さらに次の段階に進むためには、安定的にマリファナ入手するという行為がなくてはならない。安定して入手できるルートを持つ者だけがさらに深化した次の段階に進めるのである。この段階に進んでしまえば、適切な喫煙法の学習はすでに不必要になっている。このように逸脱が継続し、さらに深化するためには、逸脱のシークエンスの各段階で必要不可欠な行為がなければならない。その行為がなければ逸脱は中断され、あるいは逸脱は消滅することになる。

ベッカーによれば、逸脱動機は逸脱に伴う経験過程の中で形成されるのであって、最初から明確な逸脱動機があつて逸脱を行うのではなく、はじめはただ漠然とした欲求あるいは衝動によって逸脱を行う（Becker 1963=1993）。逸脱動機は逸脱行動によっていつの間

にか生まれてくるのである。

ベッカーのキャリア概念だけで永山則夫事件のような個人と彼に関わる他者との相互行為を十分に検討することは難しい。そこでベッカーのキャリア概念に加えて、ゴッフマンのステイグマ理論をも参考にする。

ゴッフマンは、他人に知られれば信頼を失うような属性、すなわちステイグマを持つ人が、まだそれを他人に知られていない場合、あるいは知られていることを知らない場合に、その情報を管理／操作するかどうか、またどう管理／操作するかという問題が生じるという (Goffman 1963:41-42=2009:79-81)。このような問題は親密な間柄の関係では生じないのだが、問題が生じるのは知り合ったばかりでちょっと知っているという程度の間柄である。ゴッフマンは、この問題は「公共の場での生活に關係がある」(Goffman 1963:51=2009:94) という。

ハンディキャップのある人(すでに信頼を失った人)は、それが重大なものではなくくなってしまうような親密な関係になるように努める。ところが、「信頼を失う事情のある」のにまだ信頼を失っていない人は、親密な人びとにたいしてこそ信頼を失う事情を隠そうとする (Goffman 1963:53=2009:97)。

以下、ベッカーとゴッフマンを参考にして、相互行為に注目しながら永山則夫が凶悪な犯罪者となっていく過程を追っていく。

## 第二節 永山則夫による連続射殺事件の概要

はじめに弱冠 19 歳の永山則夫が起こした事件はどんな事件だったのかを確認しておくことが必要であろう。ここでは永山が犯した連続射殺事件を新聞報道から概観する。

本事件は東京、京都、函館、名古屋を舞台としてわずか一月足らずの内に起きた 4 件のピストル射殺事件である。第 1 の事件は、1968 年 10 月 11 日の深夜、東京プリンスホテルで起きた。午前一時ごろ、従業員仮眠室に無断で泊まっている者がいるということで調べを行ったガードマンがピストルで殺害された。警備中のガードマンが殺害されたのはこの事件がはじめてであった。現場に 28Cm の大きな足跡があったことから外国人の犯行かとも報じられた(『朝日新聞』 1969 年 10 月 11 日夕刊)。一発は左額から入り右脳に止まった。もう一発は左首から入って左後方からでていた(『朝日新聞』 1969 年 10 月 12 日)。物取りか強盗がガードマンに見つかり持っていたピストルでガードマンを撃ったとする見方が出てきた(『朝日新聞』 1968 年 10 月 13 日) ところ、第 2 の事件が 3 日後の 10 月 14 日に

京都の八坂神社の境内で起きた。

午前 1 時 35 分ごろ八坂神社を巡回中の警備員（69）が若い男にピストルで撃たれた。たまたま警ら中の警察官二人が駆けつけると石畳の上に勝見さんがうずくまっており「犯人は、17,8 歳の男だ」と言って意識を失った（『朝日新聞』1968 年 10 月 14 日夕刊）。東京プリンスホテルと京都八坂神社の事件は同一犯の疑いが強まったとし、警察庁は全国の警察に公園、ホテルなどのパトロールを強化して第三の事件防止を指示した。18 日になると、警察庁は警視庁、京都府警との合同捜査会議を開き広域重要事件 108 号に指定した。（『朝日新聞』1968 年 10 月 19 日）

続いて 10 月 27 日、函館でタクシー運転手が殺害される事件が第 3 の事件である。この事件は 11 月 13 日まで全国紙では報道されていない。それは、この事件が当初、殺されたタクシー運転手の死因は右側頭部を鉈器でなぐられ、それによる脳内出血と北海道警が断定したからである。鼻にあった貫通銃創もキリ状のものでさされたと判断していた。右目付近の傷口から金属片がみつかっていたが、函館中央署の捜査本部は凶器の先が折れたものではないか、という先入観から 11 月 5 日になるまで鑑定していなかった（『朝日新聞』1968 年 11 月 13 日）。

捜査本部は、このように鉈器のようなもので殴り殺されたとみていたが、10 月 27 日解剖されたとき右目のくぼみから見つかった金属片一個を日本製鋼所室蘭製作所の研究所に鑑定を依頼したところ、11 月 5 日になってその材質が鉛と真ちゅうであり、銃弾らしいことがわかった。このため道警本部では、この金属が銃弾かどうかさらに検査をすすめた。12 日、もう一度被害者が乗っていたタクシーをくわしく調べ、右前部の三角窓のゴム枠の中にすっぽり食い込んでいる金属を発見し、三本の旋丘痕らしいキズがあることから、ピストルの弾とわかった。さらに保存してあった被害者の脳からもう一つの金属片がみつかったため、捜査本部では、ピストルで射殺されたと断定した（『朝日新聞』1968 年 11 月 3 日）。

函館事件が一連の連續ピストル射殺事件の一つの事件であると判明する前に第 4 の殺害が 11 月 5 日名古屋で発生した。午前 1 時半ごろ名古屋市港区の市道で、タクシー運転手（21）がピストル四発を頭などに打ち込まれて死亡し、売上金が盗まれた。警察庁は、この事件が、先月 18 日に広域事件 108 号に指定した東京、京都のガードマン連續射殺事件に関係があるのでないかとみて、タクシー運転手の体から取り出した弾 4 発を、愛知県警から東京の科学警察研究所に運んで鑑定した（『朝日新聞』1968 年 11 月 6 日日刊）。その結果、

一連の連續ピストル射殺事件と断定した。

年が明けて 1969 年 4 月 7 日、東京渋谷区千駄ヶ谷の「一橋スクール・オブ・ビジネス」への押し入りで永山則夫が逮捕された。永山則夫が逮捕されるきっかけになったこの事件は、4 月 7 日の、午前 1 時 20 分ごろ、永山則夫が渋谷区千駄ヶ谷の「一橋スクール・オブ・ビジネス」に押し入り、と同校をつなぐ侵入者を告げる非常ベル（電子通報装置）がなっているのを千代田区神田神保町にある日本警備保障会社の管制本部がキャッチした。宿直の日本警備保障会社の職員が現場近くのデパート付近をパトロール中のガードマン二人に現場に向かうよう指示した。永山則夫はピストルを 3 発発射して、その場から逃げた。弾はガードマンのほおをかすめただけで、怪我はなかった。緊急配備中の 5 時 8 分、明治神宮北参道を歩いているところをパトロール中の警察官に逮捕された。（『毎日新聞』1969 年 4 月 7 日夕刊）

第 1 審東京地裁は則夫に 1979 年 7 月 10 日死刑の判決を宣告した。（『1979 年 7 月日』事件、逮捕から 10 年が過ぎ、永山則夫は 30 歳になっていた。

1981 年 8 月 21 日控訴審では、原判決を破棄して無期懲役の判決が下された。1983 年 7 月 8 日、最高裁は高裁の無期懲役を破棄し東京高裁へ差し戻す判決をした。1987 年 3 月 18 日差戻控訴審は、控訴を棄却し、一审判決を維持した。最高裁に「上告趣意書」を提出したが 1990 年 5 月 8 日死刑が確定した。このとき則夫はすでに 41 歳であった。1997 年 8 月 1 日、東京拘置所内で死刑が執行され 48 年の人生が終わった。

永山則夫は、獄中で『無知の涙』や『人民をわすれたカナリアたち』の獄中ノートをはじめ、「木橋」「異水」「捨て子ごっこ」など多数の自伝的著書を著した。

### 第三節 連續射殺魔のキャリア

則夫はいかなる段階、いかなる相互行為を経て連續射殺魔となつていったのであろうか。則夫が育った生い立ちのシーケンスを 19 歳で殺人事件を起こすまで見てゆくことにしよう。

#### 1 「捨て子」

則夫は、リンゴの剪定職人の父・武四郎と母・ヨシの四男として網走にて生まれた。戸籍に記載されている則夫の出生地は、網走呼人番外地とされている。この戸籍に記載された出生地が後にステイグマともいえるほどのラベルとなって則夫に襲いかかってくるのである。

父の武四郎は、青森県の板柳町で腕のいいリンゴの剪定職人であったが博打好きで、博打のカタに家も畠も取られてしまい逃げるようにして網走に移り住んだ。

網走に移ってからしばらくはそれなりの収入もあったのだが、武四郎は博打に明け暮れ仕事は解雇され家にも寄りつかなくなってしまった。武四郎は、たまに帰宅すると暴力をふるい、ヨシはその暴力に恐怖しただけでなく貧困生活に困窮し、我慢がならなかつたヨシは則夫が五歳の秋、二女・久江と四女・順子のほか長男が同級生に生ませたという私生児・洋子の三人だけをつれて青森県の板柳町に逃げかえってしまった（永山 1987）。長男・忠一は埼玉に就職した後に婿養子となり栃木県小山市で生活していた。長女・セツは精神病院へ入院しており、残されたのは中学2年の三女・明子と小学6年の二男・忠雄、小学3年三男・保、そしてまだ5歳の則夫の子どもだけ四人であった。それからの網走での生活は、鉄屑を拾って金銭に換えたり、市場に落ちている魚を拾ってきて食したりと悲惨なものもあった。則夫は逮捕後の精神鑑定で網走の風景から話し始めた（NHK ETV 特集『永山則夫 100時間の告白～封印された精神鑑定の真実～』2012年10月14日放送（以下「ETV 特集」と記す<sup>1</sup>）。「一番先に思い出すのは帽子岩 セツ姉さんがいた やさしかった。おふくろの記憶 全然ないんだ おやじの記憶もないんだ セツ姉さんしか・・・女の人は・・・」と19歳年上の長姉（則夫たちが置き去りにされたときは精神病院に入院していた）のやさしかったことをはっきりと記憶しているのだが、両親の記憶ははっきりしていない。

則夫は「すごく腹減った記憶だけ 網走公園かな ゴミ箱みたいな から 折り詰めかな 羊羹みたいなのが拾って食べたの 思い出すと近所の人に棒でガソンとやられたりなんかして」（ETV 特集）と話す。子どもだけで凍てつく激寒の北海道網走の冬を自活することがどんなに厳しいものは想像してもあまりあるだろう。

厳寒期に食するものがなくなってくると兄姉にも則夫は捨てられてしまう。三兄に連れられて大きな流氷が浮かびやがて海に注ぐ川にかかっている凍てつく橋の上に行き、そこに置き去りにされてしまう（永山 1984, 1987）。則夫には、どうやって家にもどったかの記憶はない。

翌年春になって民生委員に悲惨な生活を発見され、板柳の母親に引き取られていく。この網走での記憶は母親に捨てられた記憶として則夫の心に深く残っていく。逮捕後母親との面会では母ヨシが何を話しかけてもうつむいているだけで返事をしなかつた則夫だがや

<sup>1</sup> この番組では、精神鑑定した石川義博医師が行った永山則夫へのインタビュー及び母親のインタビューの録音が放送された。

っと口を開いた。その最初の言葉は「オフクロ、なぜあんとき、オレを捨てていった」「いくら忘れようとしても、網走のあんときのことを、オレ、忘れられねえんだ」だった（鎌田 1970: 187）。

忘れられないというあまりにも過酷な体験の記憶というものは、他の出来事の記憶が時間の経過とともに薄れるのとは逆に、時間が経てば経つほど鮮明に甦ってくるのではないだろうか。他の記憶が薄れるからこそ鮮明になってくるのであろう。そして、それが頭から離れなくなり苦しみとなる。「捨て子」だった過去の記憶は則夫の脳裏に焼き付けられて頭から離れなくなっていた。忘れようとすればするほど記憶が甦ってくる。その苦しみが「いくら忘れようとしても・・・忘れられねえんだ」と母親に率直に投げつけた則夫の最初の言葉だったのではないだろうか。

## 2 「虐待、暴行の被害者」から「逃亡者」、「泥棒」

親に捨てられた「捨て子」だった則夫は、母親に引き取られた青森の板柳では虐待と暴行を受けて家出を繰り返す「逃亡者」、そして「泥棒」となっていく。

板柳では母親が魚の行商をして生活を立てていたが、経済的な余裕のない貧困家庭であった。則夫は学校へはほとんど登校せず、現在の言葉で言うならば不登校の状況にあった。こうした中で二兄が則夫に対して暴力を振るい、その暴力から逃げるために家出を繰り返した。その暴力は、まるでサンドバッグのように殴られ、鼻血を流すか気絶するまで続けられたと則夫が証言している（ETV 特集）。自分自身も義父と実母から虐待を受けて育った母親・ヨシは、則夫に虐待を加え続けていた。ここには虐待の連鎖があった。母親にとつて則夫は邪魔な存在になっていた。母親の談話によれば、則夫が次第に夫にその仕草等が似てくるようになり、寝姿などを見ても憎しみを感じるようになっていた、と言う（ETV 特集）。

則夫は、この母親と二兄の虐待と暴行から逃げるために家出を繰り返すが、途中でつかまり連れ戻される。多くは長姉のセツがいる網走に行こうとするのだが、中学 3 年の時には東京へ行こうとして、何日もかけて自転車で福島まで逃げたが、福島駅で駅員に捕まりそこから連れ戻された。家出の度に警察に補導され連れ戻されたのだった。家出を繰り返す則夫は、虞犯の非行少年であったにもかかわらず則夫本人には非行の意識は全くなかった。なぜなら、家出の逃避行は、則夫にとっては虐待と暴行の被害から逃れるための正当な行為であったからであろう。

近所の大人たちは則夫に何らかの使い走りのような手伝いをさせて、10円、20円のお金を駄賃として与えていた。しかしこのお金も二兄に取り上げられた上に、リンチを加えられていた。このことから、則夫は近所の駄菓子屋などから10円玉や5円玉を盗んだ。このことについて、「これは怒りにかられてのものなのであり、N少年の心は痛まなかった。しかし、この盗みは、二番目の兄が上京した直後から、ピタリと止んだ。手伝いのお金を取り上げる者、リンチをする者がいなくなったからである」(永山 1984: 76)という。この盗みについても悪いことをしたという意識がほとんどなかったのも、自分自身が稼いでもらった駄賃を兄に取り上げられたという理不尽な行為に対する怒りから起きる行為だという則夫には則夫なりの正当な理由があるからである。その理由は則夫の勝手な理由であって、多くの他者には受け入れられない理由であるにもかかわらず、それを正当なものと考えていた。

そして、駄菓子屋から小銭を盗んだことは誰にも発見されていない則夫本人だけが知っている逸脱であり、ベッカーの分類では「隠れた逸脱」にあたるのだが、則夫は心も痛まないし、誰かに知られるのではないかと恐れることもない。自分なりの正当な理由があるということがそうさせるのであろう。

網走では親に捨てられた「捨て子」だった則夫は、板柳では兄からの「虐待、暴行の被害者」、家出少年の「逃亡者」となり、さらに「泥棒」となっていったのだが、駄菓子屋などから10円玉や5円玉を盗んでも「心が痛まなかった」というように自らを悪いことをしているとは認識していなかった。

則夫が、自分が悪いことをした、つまり窃盜という罪を犯したと認識をしたのは集団就職で上京する直前に、洋品店で洋服を盗んで捕まった時のことである。この事件が集団就職後の則夫に大きな影響を与えることになる。

この事件は、病院に入院しているはずの母と順子に街中で会って「元気だでか」と声をかけられ、母親を嫌悪していた則夫はその声に虫唾が走りカッて頭が熱くなり犯行に及んでしまった(永山 1984:114、1989:82-83)。母親に声をかけられてカッてなったのは、順子から「ノッちゃんが東京さ出て行ったら、赤飯たいて喜ぶべし、とカッチャ言つてらじや」と則夫は聞いていたからである(永山 1989:81, 1984:114)。なぜなら、父親が亡くなつたことを聞いた時の母親の第一声が「赤飯たいて喜ぶべし」だったことを思い出したからである。順子から母親がいったこの言葉を聞いて則夫の母親を憎む気持ちは倍増していた。

それまでの窃盗は発覚せずに首尾よく上手くいったものだったのだが、今回は他者に則夫の窃盗行為が知られてしまったのである。知られたということが則夫にとっては何よりも重大なことだった。集団就職の後、この事件のことを就職先の上司が知っていたことが原因で就職先を逃げるようにして辞めてしまう。

中学校を卒業すると同時に集団就職で上京し、フルーツパーラー西村で働くようになりその勤務ぶりは真面目であったが、寮の清掃をさぼったことで叱責されて突然辞めてしまった（鎌田 1970）とされている。しかし、則夫の著作では叱責されて辞めてしまったのではない。次のようなやりとりがあったとされる。

男の高校生が、オレンジ一個を盗む事件が起こった。赤松部長が追跡し、品物を取り返して来た。N がちゃんと見張っていなかつたためだといった。そして、誰にでもあることなので警察には出さなかつたと話した。

「君にもあるだろう」

「俺ないです」

「嘘つけっ、洋服店のこと、知っているぞ」

N は、頭をカツンと何かで叩かれた感じになった。急激に力が抜けてしまった。立っているのが苦痛になった。

（中略）

とにかく、——おわりかな、と N は強く思った。（永山 1989:162）

就職が決まって上京直前に洋品店で盗みを働いたことが会社に知られていたのである。この場面での則夫と部長のやり取りは、部長にはとっては些細な出来事なのであるが、則夫にとっては重大なことだった。今まで知られていないと思っていた盗みの過去を部長が知っていたということを則夫が知ったということが退職という重大な結果につながっていくのである。この日から則夫は仕事に力が入らなくなり頻繁に注意を受けるようになって、ついに寮を飛び出すようにして会社（フルーツパーラー西村）を辞めてしまったのである。

このことから、他者が自分をどう見ているのか、私について何を知っているのかということを知ることがその後の行為に大きな影響を及ぼしていることがわかる。

### 3 「密航者」

会社を辞めた則夫は、その足で横浜から香港行きの貨物船に乗り込み密航しようとした

が航行途中で発見され横浜に連れ戻され警察で取り調べを受けた。

則夫は海が好きだった。海が好きな理由をこう記す。「母を嫌う一方で、Nは海が好きだった。海を見ていると、網走の海辺でセツ姉さんが幼いNに優しくしてくれたことを思い出すからである」(永山 1990:11)。母親を嫌いになった、その分海を好きになったのだとう。

則夫は、母親を嫌っていたが、それは母親も同じように則夫を嫌っていたので、則夫の言い分も理由も聞かずには済つたり叱り飛ばしたりした。母親は「オヤジの血統だから・・・腹たってくる・・・『血統でえ』って言ってしまう。歩く格好も似てたの・・・だから、しゃくにさわったの、寝るときも似てるの・・・」(ETV 特集)と則夫を嫌って虐待する理由を話した。

こうして、則夫は幼い頃から嫌なことがあると、母親や兄から逃げてセツ姉さんが精神病で入院している網走に行こうとして家出を繰り返していたのである。セツ姉さんの思い出は「海」なのであって、会社で嫌なことがあって辞めた則夫はその海へ直行したことになる。

船内で倒れていたところを見つかって日本に連れ戻されることになり、則夫の密航事件が新聞で報道された。この新聞記事を見せられた時に、「日本の全部の眼が一斉にその新聞の切り抜きを通してNに注目しているように思えてならなかった。——犯罪者になったんだ!——」(永山 1990:49)と自分が犯罪者であることを実感した。自分の行為が新聞記事となって、そこに書かれている自分自身を見て自分が犯罪者であることを則夫は認識したのである。つまり、他者が則夫をどう見ているのかということを知って初めて自分自身を知ったということになる。新聞記事が則夫に犯罪者のラベルを貼り付け、そのラベルを受け入れたことになる。

#### 4 転職

横浜に戻った則夫は警察で事情聴取をされた後に釈放されて小山に住む長兄に引き取られた。長兄の忠一は婿養子となり、妻と男の子どもと、妻の両親の5人で暮らしているところに則夫が入り込むということになった。子ども以外の4人の大人は則夫が密航に失敗した犯罪者であることを承知している。したがって則夫はこの人たちには密航事件を隠す必要はなかった。

ここでは長兄の世話で板金塗装工場に勤めたのだが、長兄、次兄に対して、彼らが麻雀にのめりこんでいることなどの不満を持ち、彼らを困らせてやろうと窃盗未遂事件を起こ

し逮捕されるが、何も盗らなかつたということで家裁審判の結果は不処分であった。この板金塗装工場も辞め、ヒッチハイクで車を乗り継ぎながら大阪へ行った。

大阪では守口市の米穀店で住み込みの店員として働いた。ここでも真面目に働いていたが、戸籍謄本の提出を求められ、板柳から取り寄せた戸籍謄本に出生地が網走市呼人番外地と記載されていたことからこの店を辞めてしまった。退職の原因について米穀店側は、則夫が誤って蛍光灯を割り破片を米の中に落としたので叱責したところ辞めてしまったと説明している（鎌田 1970:231）。

このあと羽田空港の東京エアターミナルホテの食堂でアルバイト等をしていたが、横須賀アメリカ軍基地に侵入し窃盗未遂で逮捕された。この事件では保護観察処分となる。この後、クリーニング店、牛乳店などで住み込み店員として働いたがいずれも辞めてしまった。この間定時制高校へも入学したが途中退学をしている。再び密航し逮捕されている。その後、横浜で沖仲仕をしていたときには住む家もなく、映画館で睡眠したり野宿したりで、いわゆる路上生活者のような生活を送っていた。住所不定の日雇い労働者となつたのである。

集団就職による上京後、則夫は転々と職を変えている間に、自殺企て9回、密航の企て2回、自衛隊志願2回、横須賀アメリカ軍基地侵入3回をしている（大谷 1999）。

盗み目的で横須賀アメリカ軍基地に侵入した時にたまたまあった女性用の美しい護身用ピストルと実弾50発も盗みだし、その後連續射殺事件を起こすことになった。

#### 第四節 逸脱の規準と基準

これまで則夫の生育暦から連續射殺事件を起こすまでの 捨て子一虐待・暴行の被害者一家出少年一泥棒一度重なる転職者一住所不定人と移り変わる経歴を見てきた。その中で、家出、窃盗という非行、犯罪行為を行なながらも、自らの行為を逸脱とは認識していない則夫の存在に気がついた。それは他者から付与される逸脱のラベルと自らを認識して付与する自己ラベルが乖離していることを示している。自分自身の行為が逸脱であるとは認識していない則夫であっても、家出や他人の財産を盗む窃盗が法に触れる悪いことであることは十分に承知していたであろう。にもかかわらず、このような乖離はなぜ生じるのであろうか。

規範はいかなる行動が逸脱とみなされるかを示している。法規範は公的に逸脱を定義するものであるが、人びとの日常生活においてはインフォーマルな逸脱の定義が存在する。

それは明文化されておらず暗黙のうちに、一定の道徳的意味において人びとに存在するものと言えよう。人間の行為を逸脱かどうか判断するとき人にびとは逸脱のカテゴリーに属するかどうか、そしてその程度が逸脱と呼べるほどのものかどうかを思慮する。

たとえば、スピード違反にしても、数十キロもオーバーすればスピード違反として逸脱と判断するだろうが、わずか数キロのオーバーまでも逸脱とは判断しないことが多い。すなわち逸脱の判断は行為の類型とその程度を判断の材料として行われていることになる。今、この判断に用いられる逸脱とされる行為の類型を「逸脱の規準」と呼び、程度を「逸脱の基準」ということにする。

則夫が窃盗を逸脱であると認識していたように、人びとの内に存在する逸脱の規準はほぼ一定であっても、その程度を判断する逸脱の基準については他者に対しては厳しく、自分自身については緩やかになる傾向があるのではないだろうか。

したがって、他者からは逸脱者と見られていても、自分では「この程度のことはやむを得ないことだ」「このくらいならいいじゃないか」として自分自身を逸脱者として認識していないということが起こる。自らの内に存在するインフォーマルな逸脱の定義、すなわち逸脱の規準と基準によって自らの行動をも逸脱であるか否かを判断するようになる。つまり、逸脱の基準のばらつきによって、他者から付与された逸脱のラベルと自己ラベルとの乖離が生じるのであろう。

則夫の事例では、この「規準」と「基準」の他に「正当な理由」の存在が影響していた。逸脱に当たる行為を行ったとしても、それには正当な理由がある場合にはその行為は逸脱とは判断されない。いかなる状況で、いかなる理由で行われたのかということが逸脱かどうかの判断の要素となるのだが、その理由が正当なのか、そうではないのかの判断が必要となる。則夫の家出の理由が「やむを得ないことだ」としても「正当」かどうかは、疑問であろう。また、駄菓子屋で小銭を盗む行為に至っては「正当な理由」があったと考えるのは則夫本人だけであって、他の人びとは則夫の勝手な理由付けであり、則夫の行為は明確に逸脱行為だと判断するであろう。

したがって、同じ行為であっても、自分では逸脱ではないと判断しても他人からは逸脱と判断されることがあり、他者から付与されるラベルと自己ラベルに乖離が生じることになる。

##### 第五節 「信頼を失う可能性のある者」と「信頼を失った者」

則夫は、集団就職で上京後に転職を繰り返し、その後に犯行に及んだ。新聞は「職業転々」「転落への足跡」などと転職と犯行を結びつけて報道した。そして転職の原因・理由を些細なことと理解した。フルーツパーラー西村の関係者は「掃除をしろ」といわれて辞めてしまったと言い（鎌田 1970:223）、米店の店主によれば「蛍光灯を割り叱ったところ」ふいっとやめてしまった（鎌田 1970:231）とされている。このくらいのことは何の職についていても、誰にでもありうることだから、転職の理由があまりにも些細なことだったと理解されているのである。

これらの転職でみるべきものは、外見上は些細なこととされていることが則夫の内面において何を刺激して、何が則夫に転職をさせたのかということである。

転職を余儀なくさせたトラブルは不意に相手側から則夫に襲いかかってきた。鎌田は「彼は内心にはあらゆる<不意>に対して名づけようのない恐怖心を潜ませているとしか考えられない」（鎌田 1970:250）と分析する。この恐怖心を強く持つのがゴッフマンのいう「信頼を失う事情のある者」なのであろう。強い恐怖心を持つからこそ他の人びとにとつては些細なことであっても、過去の「信頼を失う事情」を持つ則夫にとっては重大なことだったのである。

則夫には即目的アイデンティティと対他的アイデンティティの間に乖離があり、「この乖離が他人に知られたり、顕わになったりすると、その人の社会的アイデンティティは傷つく。乖離の露見は彼を、社会からも自分自身からも、遮断するような効果を持っているので、彼は自分を受け入れない世界を前にして、信頼を失った者として立つことになる」（Goffman1963:19=2009:43）。則夫は、「信頼を失う事情のある者」であり、過去の情報を管理／操作、すなわちパッシング（passing）（Goffman1963:42=2009:81）しながら生きてきた。それは対的な社会的アイデンティティと即目的な社会的アイデンティティの乖離を隠し持つて生きようとしてきたことなのだ。

次から次へと職を転々とした、というより転々としなければならなかつた理由は、本當は些細なことではなかつたのである。則夫は上京から逮捕されるまで、一貫して「信頼を失う事情のある者」としてその情報の管理／操作に努めてきた。

最初の就職地であるフルーツパーラー西村では寮の掃除当番をさぼつたことを部長に咎められて、短絡的に辞めてしまったとされているのだが、そうではないのである。「洋品店でのこと、知っているぞ」と言われ荷物も持たずに逃げるようにして出て行ってしまったのだ。フルーツパーラー西村を辞めたのは板柳での窃盗事件を知られてしまったことに

原因がある。

集団就職直前に洋品店で窃盗事件を起こしたという経験が逸脱のラベルになる。少なくとも則夫にはそう思えていた。だが会社の上司は誰にでもあることだと捉えており、則夫のこの事件はそれほど重大な逸脱ラベルではなかったようだ。だから則夫にそのような過去があることを承知していても、特に則夫を排除するようなこともなかった。

しかし、則夫には重大なこととして受け止められた。洋品店での窃盗事件を則夫は「信頼を失う事情」として考え、重大なこととして隠し持っていた情報であった。それは、窃盗犯のラベルとなる。この種のラベルは、ゴッフマンがスティグマとして主に取り上げる身体の障害とは異なり外見上を他人に認識されにくいものであるから、隠しておけば誰にも知られずにすむものもある。一見してわからないものであるからこそ、その情報の管理／操作が必要になるのだろう。

このような逸脱者のラベルを付与され、それがあからさまになった者には何ができるだろうか。第一に、それは付与されたラベルを認めるか認めないかである。認めた場合には、逃れられぬと覚悟をして開き直り、そのラベルが意味するように逸脱者に徹した行為をする場合もあれば、ラベルを返上しようとしてそれまでのようない行為を改める場合もある。さらには、そこで活動することをあきらめて別の場所で新たな人間関係を築こうとすることができる。則夫はそのラベルを受容して認めたうえで、今の人間関係から離れて別の社会で生きようと逃避したのである。

また、後に勤めた牛乳店でもまじめに働きながら夜間高校にも通い、それまでの過去を一掃して自らの人生を切り開いていこうとしていた折に、保護司が職場に訪ねてきたために過去の事件を知られてしまったと考えて則夫は店を去ったのである。以下が牛乳店をやめるときの顛末である。

牛乳店を逃げ出す前日、保護司にN少年は言い残してきた。

「職場に来ないで下さいと言ったのに——」

とだけいい、目で抗議して帰ってきた。(中略)

保護司が職場付近を再三うろつき、そして牛乳店と同じビルの一階になるパン店にも尋ねて来て、N少年の素行調査をやっていった。このパン店は主人の店のひとつであつたのだ。

以前N少年はこれらの行動に対して、保護観察官に

「そんなに信用できないなら、なぜ少年院に入れないのか」

と怒りにまかせて言ったことがある。その保護司はそれをさらに表立ってやつたのだ。

その後、先輩の態度も変わってきた。仕事の量が学校に通いだすと増えつづけるので、いやな顔をしたら、その先輩は言うのであった。

「メッキがはげてきたな。お前のことはなんでも知っているのだぞ」（永山 1984：109—110）

保護観察中にある者と面接をして生活状況を調査し、生活指導や相談などの社会復帰の援助をするはずの保護司の活動が、期せずして則夫の意欲を殺ぎ、さらには追い詰めてしまったというアイロニーである。

大阪の米屋を逃げるようにして辞めた理由については、出生地を網走呼人番外地と記した戸籍謄本から則夫自身の悲壮な生い立ちを知られてしまうのではないかという恐怖から逃げたとされている（鎌田 1970：231）。

則夫は、はじめから店主家族から信用されていたわけではなかった。そもそもどこの誰とも分からずに雇われたのである。則夫に先輩の店員が「ごつつう悪う思われているよ。僕の預金帳、盗まれると困るやろと、奥さん、預こうてしもうたわ」と言うのを聞いて、ここが何かしら合わない気持ちが生まれた（永山 1990：169）が、ここを辞めると決断するまでには至らなかった。しばらくして戸籍謄本の提出を求められ、母親に頼んで送ってもらった。その戸籍謄本の出生地の欄には「網走呼人番外地」と記されていた。

それまで則夫は自分が刑務所で生まれたなどとは思ったこともなかった。役場の戸籍係から、「貴男は刑務所で生まれたのではありません。無番地というものは、板柳町にもあるものなのです。川原の砂州などに建てられた家には番地がなく、無番地となります」という手紙が届くのだが、出生地が「網走呼人番外地」と記された戸籍謄本は網走での暗い思い出、さらには当時流行っていた映画『網走番外地』と結びついて、則夫に「俺は刑務所生まれなんだ」と思わせてしまう。則夫は次のように記している。

——違う！ 「無番地」の問題ではなく、訊いたのは、「網走番外地」のことだ！  
と、Nは心の中で叫んだ。

母を信頼しろと言うのも、Nには不信を募らせた。そして、網走にいた頃をNが

思い出す時、どう仕様もなく暗い気分になる。頬の火傷の痕も網走にいた頃のものだと母が話しているのだ。加えて、次兄の忠生から、父の葬式時に、母が網走で子どもたちにひどいことをしたと聞いたものだ。その後、母に網走のことを訊くと、死んだ父の悪口ばかりいい続けたのだ。母が「オヤッさんは、酒飲みで、家ば、バグチで取られだ」と何回も話した記憶が心を駆け巡った。

——俺は刑務所生まれなんだ！

Nは気持ちが沈んで暗くなっていく。

——戸籍謄本は見せられない！

Nは、机の引き出し奥深く戸籍謄本を手紙とともに隠した。(永山 1990:213)

「俺は刑務所生まれなんだ」と思った則夫は「網走呼人番外地」と記された戸籍謄本を米屋の主人には出せないとあって、それを机の中にしまった。このときから、則夫にはこの情報をいかに管理／操作するかという問題が生じた。それは他人に示すべきか否か、偽るべきか否かの問題である。則夫はその情報を顕にはせずに情報の訂正を試みる。すなわち、母親に手紙を書き、役場に行って訂正してもらうように頼むのであった。その行為はラベルを修正しようとすることであったが、それは不可能なことであった。

やがて、その戸籍謄本が部屋掃除をしていた奥さんに見られてしまい皆の知ることとなる。「奥さんが、Nに朝夕皮肉を言うようになった。何か以前とは違った言動を彼らはNに取るようになって来た」(永山 1990:217)。そして或る時、先輩店員の誠一がギターを弾き「網走番外地」を歌いながら突然「お前、網走の刑務所で生まれたんやてな」と言った。このときのことを「Nは衝撃のために突っ立ってしまった。誠一と同じ位置に腰掛けることが。もはやできない身になってしまったと思った。恐らく奥さんが毎日室の掃除をしているらしいので、戸籍謄本を発見したのだろう」(永山 1990:222)と記している。

それ以後、則夫に対する人びとの接し方が変わってくる。店の大将からは、休日手当てと称して毎週週末には食事代が支給されていたのだが則夫はもらえなくなり、則夫だけが無視され他の店員たち3人だけに大将から何やら話がなされたりするようになる。米を配達してもらった代金が足りないということも言われるようになった。奥さんからは「整頓しといてや。あんたは、ほかの人と違うよってに、心配になるわ」などと言われる。少なからずも則夫には、それ以前にはなかった孤立感が強く感じられるようになっていった。

これらのことには、「網走呼人番外地」の戸籍謄本が則夫のラベルとして働いている。逸脱のラベルを付与された者への他者の反応は、相互行為の場面から遠ざけようとする遠心的態度をとるか、あるいは相互行為の枠内にとどめて置こうと求心的態度をとるかである。宝月（1984）は、逸脱者に対する他者の反応を「排除」「回避」「包摶」「無関心を装う」の4つの類型に分けている。積極的に遠心的態度をとれば相互行為からの「排除」になり、消極的ではあるが遠心的態度の場合には相互行為を「回避」するということになる。逸脱のラベルを付与されてはいる者を積極的に相互行為の枠にとどめようとすれば「包摶」になり、それが消極的であれば「無関心を装い」、相手のラベルを知らないような素振りをしながら相互行為を維持しようとする。

則夫の勤め先の米屋では、解雇という積極的な「排除」ではなかったものの、則夫が自ら退職を申し出るように仕組まれた嫌がらせがなされていたという意味で「排除」であつたのだろう。遠心的態度になるのか、求心的態度になるのかは、ラベルを貼られた相手をどの程度必要とするかによる。自己の目的達成に必要であり、その相手から何らかの利益が得られる場合は必要性が高く求心的になろう。また、関係が親密で心理的に愛着が強い場合も求心的なる。

では、則夫の態度はどうだったのだろうか。「網走呼人番外地」生まれと記された戸籍謄本を番地までつけて再発行してもらうように母親に頼んだ。このときはラベルを「受容」できずに「拒絶」していた。それは、今の相互行為を維持しながらラベルの「修正」を試みたのであるが、「修正」が不可能であるとわかると、相互行為から離れて別の社会で生活しようと「逃避」をした。

当時は高倉健主演の映画『網走番外地』が流行っている時で、お手伝いの玉子がラジオから流れてくる『網走番外地』の音楽を聴いて、「番外地って、刑務所の歌やろ。いややわ。」と則夫に行ったように『網走呼人番外地』生まれということが「刑務所生まれ」に直結して受け取られてしまうような状況であった。

「どこの馬の骨やら分からん、と大将ゆうてはったわ」「僕の預金帳、盗まれると困るだろうと、奥さん、預こうてしもうたわ」というように出身地もわからない則夫には信用がなく、さらに出生地の情報が明らかになった後には「整頓しといでや。あんたは、外の人と違うよってに、心配になるわ」「うちのお父ちゃん。あんたには近づかん方ええよ、ゆうてはったわ」と言うような言葉が見られるようになる。これは、『網走呼人番外地』生まれ、すなわち「刑務所生まれ」ということが、人びとに「則夫が何らかの犯罪を起こす

のではないか」という予測をさせるからなのであろう。則夫は完全に信頼を失ってしまったのである。それは、現在ここで信頼を失うような行為を行ったからではなく、戸籍謄本に記された出生地の働きによるものである。ラベルが事実であろうとなかろうと、過去の出来事によって貼られたラベルが現在を規定し、未来を予測させるものとして働いている。

出生地が「網走呼人番外地」であることは則夫にとって「信頼を失わせる事情」以外の何物でもない。

この節では、対他的な社会的アイデンティティと即的な社会的アイデンティティに決定的な乖離をもつ者が社会から逃避し、逆に言えば排除されていく過程を見てきた。

則夫の度重なる転職は「信頼を失う事情のある者」から「すでに信頼を失った者」への変化へ応じた行為だったと言えよう。

#### 第六節 まとめにかえて

本章では、永山則夫の19年間の1968年に発生した永山則夫による連続射殺事件を検討してきた。高度経済成長期の日本にあって、低所得の貧困家庭に育った則夫が「金の卵」として集団就職で都会での生活をする。都会の生活への期待は「はげしくもかつ執拗な家郷嫌悪の逆立ちした像に他ならなかった」(見田 2008: 11)。これまで見てきたように親に捨てられ、兄弟からの暴力に苦しめられ、さらには貧困であるがために馬鹿にされ常に蔑んで見られていた家郷を離れ都会で生活することをどんなにか待ち望んでいたことであろう。

都会には、家郷での貧困生活から生じる蔑みのまなざしは無く、すべての過去をリセットして新たなスタートが切れるはずだった。差別されることの辛さ、悔しさを嫌というほど思い知らされてきた則夫には別世界の生活になるはずだった。法廷で裁判官に向かって「あなたは優等生だ。あなたは劣等性を差別しなかったか。差別したあなたがオレをさばけるのか」(大谷 1999: 80)と迫ったというのも、則夫のもつ表相性から受けた差別にたいする憎しみであり恨みでもあったのではなかろうか。他者から蔑視され続けてきた則夫が自らの体験から学んだものは、負のラベルを貼られることで差別されるようになり侮蔑されるようになり、そこで生きる道が閉ざされるということだった。だからこそ則夫は家郷の青森、さらには出生地の網走での出来事を他者に知られることを強固に避けなければならなかったのだ。

見田が「一つの社会構造が、家族や近隣の結合を引き裂き解体することをとおして、人

間の幼児体験を規定し、このことによって本人が、たとえそのことに気づいていても容易にはのりこえられない（のりこえが不可能ではないとしても！）、一つの『性格』を刻印づけられてしまう」（見田 2008: 12-13）と述べているように、本人にはどうしようもない社会の力の作用によって生活体験が規定され、それが個人の表相性となっていく。

もちろんすべての表相性が負のラベルとなるわけではないのだが、則夫は自らの成育歴を想起するとき、家郷を嫌悪していたように自分自身をも嫌悪していたのではないだろうか。集団就職による上京はまさにそれを払拭するはずのものであったにもかかわらず就職先では自分自身でさえも嫌悪している過去が知られていた。すなわちその過去が負のラベルとして作用することを経験から知っていたのである。過去のことから貼られたラベルが現在を規定し、将来を予想させるものとしてはたらくことを、則夫はそれまで侮蔑され続けてきた経験をとおして学んできていたのである。同様のことが大阪の米屋でもその後の牛乳店でも繰り返された。米屋では戸籍謄本という書類に記されたラベルが則夫に襲い掛かり怯えさせたのだ。

牛乳店をやめることになった経緯で、フルーツパーラー西村、大阪の米屋を辞めた経緯とただ一つ違っていたことは、則夫の更生を助け社会に適応できるように相談や助言をするための保護司の活動が、その目的とは逆にはたらいて則夫を追い込んでしまったことである。則夫の度重なる転職には「信頼を失う事情のある者」から「すでに信頼を失った者」への変化によって、過去のラベルの知られていない場所へ逃避する行為だったと言えよう。対他的な社会的アイデンティティと即目的な社会的アイデンティティに決定的な乖離をもつ者が濃密な人間関係を嫌悪しながら社会から逃避して徐々に孤立していく過程であり、それはまた社会から排除されていく過程だったともいえるのではないだろうか。

則夫のキャリアは、貧困から始まる生活が過去を表す表相性となり、日々の生活の積み重ねが重く則夫にのしかかって実践だった。この悪循環を断ち切ろうともがけばもがくほどに負のラベルを貼り重ねられて将来の道が狭められて、仕舞いには連続射殺事件を起こしてしまった。

当時の多くの若者が一時的にではあれ関係からの自由への憧憬、孤独への憧憬を持つて一人になる時間や空間を欲した（見田 2008: 36-37）のとは異なり、則夫の場合は「信頼を失う事情のある者」として他者から離れ孤立しなければならない状況に追い込まれていったといえるだろう。

### 第三章 少年サポートチームの実践

#### 第一節 はじめに

前章では、永山則夫の事例を通して、少年が逸脱者として逸脱者のラベルを貼られ、自分自身でもまた逸脱者と認めて、それに反応する過程を検討してきた。そこで今度は、逸脱のラベルを少年たちに付与していく人びとを検討しなければならない。本章での課題は、公的機関がどのようにして逸脱のラベルを少年に貼るようになるのか、ということである。

ベッカーがアンダードッグの側に立って、アンダードッグの視点から逸脱研究をすべきであるということを提唱したことは第2章で検討してきた。そのことが必ずしもアンダードックを研究対象としなければならないということを意味しているのではないことは言うまでもない。実際にベッカーは『アウトサイダーズ』で、むしろ逸脱のラベルが付与される過程と規則を創り執行する側に关心を持って研究し、それに多くの紙幅を割いている。

本章で検討する一つの事例は、福島県郡山市において少年犯罪・非行の防止を目的として関係機関が行動連携する少年サポートチームの実践である。

「社会集団は、これを犯せば逸脱となるような規則をもうけ、それを特定の人びとに適用し、彼らにアウトサイダーのラベルを貼ることによって、逸脱を生み出すのである」(Becker 1973 : 9=1993 : 17) と、ベッカーはこの有名な一説においてラベルを貼ることの意義が逸脱者の同定にあることを述べた。何を逸脱とみなすのかは社会集団が規則をもうけて決めるのだと言う。この視点からは、ベッカーが続けて言うように「逸脱とは、人間の行為の性質ではなくて、他者によって規則と制裁が適用された結果」(Becker 1973 : 9=1993 : 17) だと言える。

そこで問題となるのがラベルを貼る社会集団とは誰かということである。ベッカーによれば、それは規則創設者のプロトタイプである改革運動者 (crusader) と規則の執行者である。その人たちは規則創設、規則執行ための権力を持つ人びとである。

さらに、ベッカーは規則が存在しても必ずその規則が自動的に執行されるものではないと考える。その上で「何よりも留意すべき点は、時局に応じて反応が変化することである。同じ『逸脱』と見做される行為でも、時期によって、非常に過酷な反応の対象とされたり、またそうでなかつたりする」(Becker:1967:12=1993:21) と述べている。

いかなる時に逸脱に当たる行為に厳しく対処するようになるのであろうか。

それについて、ベッカーはその行為が公然となり人びとの注目を浴びたときには、その

逸脱に当たる行為を軽視することはできなくなり規則が執行されるのだと言う  
(Becker:1967:122=1993:180)。

時局に応じて対応が変化するという規則の執行がどのようになされて逸脱のラベルが付与されているのかということを少年サポートチームの事例を検討することによって明らかにしていく。

## 第二節 少年サポートチームとは何か

少年サポートチームとは少年による犯罪、非行を防止することを目的とし、この目的にかかる関係機関が行動を連携して取り組もうとするものである。

非行や犯罪などの問題行動に対して関係機関が連携して取り組むことが重要であるということは以前からいわれてきた。1998年、当時の少年非行はそれまでの少年非行とは質的に異なると見ていた文部科学省の「児童生徒の問題行動等に関する調査協力者会議」は、その報告書『学校の「抱え込み』から開かれた「連携」へ 一問題行動への新たな対応』(文部科学省 1988)で、学校の指導だけでは適切な対応ができないかもしくはないと推測される場合は躊躇なく関係機関と連携を図っていくことが必要であることを報告している。

この報告は、少年非行の変化として、非行の統計的な発生件数の大きな増加と低年齢化の傾向をあげ、その内容が強盗や恐喝など凶悪・粗暴化していることを指摘している。1997年に発生した神戸の連続小学生殺害事件、1998年の栃木県の黒磯女教師刺殺事件などの中学生・高校生による刃物等を使った殺傷事件のような事件が学校生活及び日常生活の中で発生していることを深刻に受け止めていた。

同協力者会議は、学校と関係機関との連携のあり方について、問題行動があつたり将来問題行動が懸念されたりする場合には該当児童生徒に関する情報を関係機関で共有するように務めることが望まれるとしていた。教育委員会については、各学校が適切に判断できるように教員研修を充実することや指導・助言をして学校を支えることをあげた。同協議会の報告は、児童生徒の問題行動をよく踏まえた上で、問題行動を未然に予防するとともに、不幸にして起きてしまった場合に対応をどうするかということを述べたのである。そのためには学校が児童相談所、警察等の関係機関との連携をどう図っていくべきかということに焦点を絞つたものであったが、そこで述べられた連携とは情報の連携、つまり情報の共有化にとどまり行動の連携にまでは至っていなかった。

郡山市教育委員会（以下、郡山市教委という）は 2000 年「郡山市小中学校における生

徒指導上の諸問題に対応する基本構想」を策定し、その中に全国に先駆けた対応として「少年サポートチーム」を位置づけた。それは、学校と教育委員会、警察、児童相談所、その他の関係機関とが行動連携しながら非行や犯罪等の問題行動に対処しようとするものであり、問題行動において広域化、異年齢の少年による集団化、陰湿化、凶悪化するような「学校での指導の限界を超えていて、学校の指導のみでは解決が困難である」（福島県教委会 2002:4）事案が増えてきたことに対する対応策でもあった。

それ以前にも、関係機関が連携しようとする組織には学校警察連絡協議会や青少年健全育成協議会などがあったが、協議会での連携は情報交換、情報の共有化にとどまり、個々の問題行動に対処するための行動連携までには至っていなかった。また、それらの協議会は「形骸化、形式化し、実際の個々の問題に対しては実効ある対応が出来ない状況にあつた」（郡山市教委 2003:1）。少年サポートチームのねらいは、この活動のねらいが、非行、犯罪の未然防止、あるいは深化防止することであり、少年サポートチームには、従来の組織とは異なるいくつかの特徴がある（郡山市教委 2003:5）。

第1の特徴は非行や犯罪などの個々の事案ごとに組織され、解決すれば解散することがあげられる。このことがそれまでの組織とは大きく異なるところの一つであろう。少年サポートチームは、事案に応じて学校、市教委、警察児童相談所、福祉事務所、保健所、医師会、保護司会、教育支援センター、少年センターの中から必要な機関の実務担当者で構成される。

第2の特徴は、情報交換だけでなく各機関の特性に応じた役割分担をして具体的な行動をすることにある。そして第3の特徴が、市教委が窓口となって各機関との連絡調整に当たるところにある。市教委が中心となってこのような関係機関の連携を行う活動は全国で始めての試みであった<sup>1</sup>。

少年サポートチームを一言で言うならば、少年犯罪、非行の防止に関して何らかの権力を持つ機関が連携し合って互いに機能の補完しながら効果的に、少年犯罪・非行を防止するという目的を達成しようとする組織的な取り組みと言うことができよう。

### 第三節 少年サポートチームの設立

少年サポートチームのような関係機関の行動連携の取り組みがなぜ、どのようにして立

<sup>1</sup> 警察主体による連携の仕組みは1996年から北海道警察本部にて実践されていたが、市教委が中心となる取り組みははじめてであった。

ち上がったのであろうか。行動連携する少年サポートチームを設立することになる過程を見ていこう。

1997年に神戸児童連續殺傷事件が発生した。この事件は小学生の児童が絞殺され、その切断された頭部が中学校の校門前に置かれるということからはじまった。酒鬼薔薇聖斗の名で「さあゲームのはじまりです」ではじまる犯行声明文が被害者の口にくわえさせられていた。ところがこの二月前にも小学生の女児が二人立て続けに襲われて一人は死亡していたのだ。事件発覚から一ヶ月後に犯人が逮捕され、犯人が中学3年生の男子生徒であったということが大きな衝撃となった。

1998年には、指導されたことでカッとなつて教師を刺してしまった黒磯女教師刺殺事件がある。そして1999年には光市母子殺害事件が起きた。2000年になると豊川主婦殺害事件、西鉄バスジャック殺傷事件、岡山母親・友人殺傷事件、大分一家六人殺傷事件とつづいて発生した。このような少年による重大犯罪が報道される中で言われたことは、少年犯罪の「凶悪化と低年齢化」、「普通の少年による凶悪事件」ということであった。そして、このころの少年たちの特徴として話題になったのが「キレる」「17歳の事件」である。これらの事件の特徴は「相次ぐ17歳の衝撃犯罪 動機や目的がなぞが共通」(『福島民報』2000年5月5日)というように、古典的少年非行像<sup>2</sup>とは質的に違つてきていると捉えられている(作田 2002:23)。

郡山市では、これらの全国的範囲で報道される事件の他にも福島県内で起きた少年事件も新聞等で報道されていたので、市民はより多数の少年事件の報道に接していた。2000年当時、県内で報じられた少年事件の例を新聞記事(『福島民報』)から、その見出しをいくつかをあげてみよう。

「いわき死体遺棄 暴行で死亡とほぼ断定 事件関与少年二人」(『福島民報』2000年1月7日)

「女子校生を監禁、暴行 予備校生ら4人逮捕 郡山」(『福島民報』2000年2月11日)

「高1ら3人逮捕 集団暴行事件で 郡山署」(『福島民報』2000年3月8日)

「金取ろうと高校生殴る 少年3人を逮捕 郡山署」(『福島民報』2000年4月24日)

「高校生から16万円恐喝 中学生含む3少年逮捕 福島署」(『福島民報』2000年5月

<sup>2</sup>貧困家庭や欠損家庭の出身あるとか、精神遅滞、非行歴・補導歴がある少年が、次第に大きな事件を起こすという非行像を古典的少年非行像と呼んでいる。

26日)、

「女子高校生ら集団暴行 男性会社員大けが いわき」(『福島民報』2000年6月4日)

「恐喝と障害で少年4人逮捕 郡山署」(『福島民報』2000年10月29日)

「中3、高校生に傷害・恐喝 いわきで逮捕」(『福島民報』2000年11月1日)

というように頻繁に事件が発生し、それらが報道されていた。全国的に報道される少年犯罪のニュースに加えて県内で発生した少年犯罪のニュースが報道されると、一般の市民(犯罪に関する専門家以外の人々)でもほとんど毎日のように何らかの少年犯罪のニュースに接することになって、「最近の少年は危険だ」というようなイメージを持つようになる。それと同時に「今の教育がなってない」というような漠然とした印象から学校に対する不信感が芽を出すようになる。特に高校生や中学生による少年の事件では学校、教育委員会のコメントが求められ、そのコメントが記事になって報道される。

例えば、いわきの中学生による高校生に対する傷害・恐喝事件では中学校長の「問題行動があったため懸命に指導してきたが、生徒の心の奥までは届かなかった」、市教委の「一層の生徒指導の徹底を通知する」というようなコメントが報道された(『福島民報』2000年11月1日)。それは保護者ではなく、学校、市教委にコメントがもとめられるのである。このことは学校・市教委の責任が追求されている、と理解することができよう。

このような少年による犯罪および非行に対して厳しく対処するという警察、検察の対応が見られるようになってきた。「少年犯罪の捜査強化 検察官の取り調べ大幅増」の見出しで「社会問題化している少年犯罪対策を検討してきた法務省と最高検は (略) 捜査を強化する方針を決めた」(『福島民報』2000年9月17日)と報じられたが、その以前に福島県では県警の本部長が「県庁で開かれた今年初の県下署長会議で、悪質な少年事件は強制捜査の方針で厳正に対処するように指示した」(『福島民報』2000年1月18日)のである。

「少年らによる殺人、強盗、公務執行妨害事件が相次ぎ、少年非行の悪質化、低年齢化が進んでいるのに対した措置。暴走族の不法行為については昨年から原則逮捕で臨んでおり、さらに強化する」(『福島民報』2000年11月1日)というように厳正に、厳しく対処するようになってきていた。それ以前と比べて少年犯罪、非行への対応がより一層厳しい方向へ変化したのである。

規則は自動的に執行されるのではなく、何かが誘発して初めて執行されるのであって、規則の執行には前提条件があるとベッカーは考える。規則執行は企画された行為であって、規則執行に何らかの利益を見出した人々が呼子を吹いて規則執行を必然的にする(Becker

1963:122=1993:180)。したがって、ある規則がいつでも、どこでも同じように執行されるわけではなく、時と場に応じて執行のされ方が変わるのである。

少年の犯罪、非行には厳しく対処しようという気運が高まってきた時に、郡山市でも中学生が逮捕されるという事件が発生した。

#### 中学生らバイク盗む

郡山署は6日午後、盗みの疑いで郡山市に住む土木作業員（16）、中学3年（15）の両少年を逮捕した。調べでは、二人は4日前午前零時ごろ同市鳴神の商店駐車場で同市の会社員（20）所有のバイク1台（2万円相当）を盗んだ疑い。（『福島民友』2000年6月7日）

このような中学生の犯罪が発生すると市教委、学校は新聞等の報道機関からの取材を受けるのだが、学校、市教委よりも報道機関が先に情報を入手していることがある。この事件でも、市教委では6月7日の新聞で事件を知った。学校も同様に7日の朝に事件を知った。学校は直ちに警察署に出向いて事実関係を確認しようとしたが、取り調べ中とのことで新聞報道以上の情報を得ることはできない状況にあり、事件への対応も報道機関の取材への対応もできないという苦悩があった<sup>3</sup>。

それまでの非行ように中学生が補導されたのではなく、逮捕されたということを重く受け止めた市教委は臨時に中学校長会議、生徒指導主事会議を開催し今後の生徒指導についての協議をしたところ、問題のある生徒は学校へ登校しない不登校の状況にあることや保護者に子どもを監護する力に欠けること、すでに保護者や教師の指導に服さず家にも寄りつかない状況あること、交友範囲が広がり有職少年や無職少年など年長少年との交友関係があることなど学校のみの指導では対応しきれないケースが少なからずあることが明らかになった。そこから関係機関との行動連携の具体的な方法の模索が始まり、「郡山市立小中学校における生徒指導上の諸問題に対応する基本構想」を策定し「少年サポートチーム」を立ち上げることになった。

---

<sup>3</sup>一般に、この種の事件ではある一定の取り調べが終わると少年は家庭に戻され、その後何度か警察に呼び出されて事情聴取を受けるということになる。この段階で学校は本人から話を聞けるようになるが、それまで学校は事実関係を知ることができない。

#### 第四節 「学校の指導だけでは対応できない」というラベリング

「少年サポートチーム」が対象とする少年は「学校における対応で解決が困難な問題行動を持つ個々の児童生徒」（郡山市教委 2003:5）とされており、学校における対応で解決が困難であるのは、問題行動が「学校以外で発生することや広域化したり、非行集団が異年齢化したり、陰湿化や凶悪化」（郡山市教委 2003:1）しているからだと市教委は捉えていた。

郡山市の少年サポートチームによる実際の行動連携の事例報告（福島県教委会 2002）では、深夜徘徊・無断外泊を繰り返す女子中学生（事例1）、恐喝・金銭強要へかかるる男子中学生（事例2）、暴言・暴力行為を繰り返す男子中学生（事例3）の対応事例などが報告されている。

「学校だけでの指導では解決が困難」なことは、事例1では、夜間徘徊・無断外泊は重大な非行行為や犯罪に発展する危険性が大きいこと<sup>4</sup>、交友関係が有職少年や無職少年さらには成人にまで広がって夜間徘徊、無断外泊を繰り返すことだ、と報告されている。事例2では恐喝や金銭強要は教師や保護者の目の届かないところで行われること、集団で行われることが多いということ、重大な事件に発展することがあることがあげられている。事例3は「暴力行為は、他の生徒の安全な学校生活を脅かすものであり、速やかに正常な学校教育が円滑に進められるような措置をとることが必要である」と記されているが、「学校だけの指導では解決が困難」な理由については述べられていない。

事例1、事例2に共通なことは重大な犯罪に発展する危険性を含んでいるということで、このような危険性をはらんでいるのであれば、直ちに対応しなければならない問題行動であることに間違いはない。学校と市教委は重大な事件に発展することに強い危機感を持っていたのであろう。しかし、この危険性を孕んでいるということが「学校だけの指導では解決が困難」であるとは言い難い。それよりも「教師や保護者の目の届かないところで行われること」が学校の教育だけでは解決ができないことであろう。事例1における夜間徘徊・無断外泊も教師や保護者の目の届かないところで行われる。学校と市教委は学校外の目の届かないところで行われる問題行動を「学校だけでの指導では解決が困難」こととして複数の関係機関で連携して対応しようとしていたのであろう。

<sup>4</sup>郡山市では、2000年中学校を卒業して間もない少女が深夜に殺害され山林に遺体が遺棄されるという事件が発生していたので学校も市教委も強い危機感を持っていました。本事件は現在でも未解決である。

「犯罪に至らない問題行動については学校教育の範囲であり、警察や関係機関との協力を求めるることは、学校として児童生徒の教育を放棄することにはならないかという危惧から過度の抱え込みがあつて、対応が後手にまわることが多かった」（郡山市教委 2003:8）という郡山市教委は、警察が「被害届が出されないと対応ができない」ということ、児童相談所が「通告がないと行動できない」ということが重大な問題にまで深刻化させることがあったと考えていた（郡山市教委 2003:1）。

犯罪に至らない問題行動について警察の対応を求めたならば、「学校はやるべきことをやらないで教育を放棄した」と非難されるのではないか、とも思われるのだが、少年サポートチームにおいて警察をはじめ関係機関の対応を求めて、そのような非難の声は上がらなかつた。毎日何らかの少年犯罪や非行の報道に市民が接している状況では、犯罪に至らない、すなわち法に触れない行為であつても警察等が対応することについての非難はなく、むしろ期待が膨らんでいた（『朝日新聞』2001年9月24日、『福島民友』2001年4月25日、『福島民報』2002年1月17日）。

犯罪に当たる行為をしなくとも、将来、罪を犯し刑罰法令に触れる行為をする虞があるということで警察やその他の機関による措置がなされるのは少年だけに限つた特別のことである。たとえば、成人がまだ空き巣ねらいの窃盗（犯罪に当たる行為）をしようかどうかと留守宅の様子を伺つていたら逮捕され、裁判になるということはありえない。また、あまりに憎らしいので殺してやりたくなつたとしても逮捕されることなどは絶対にありえない。暴力団になっている幼馴染の友人と交友があつても身柄を拘束されることはない。

ところが犯罪に当たる行為をしなくとも、保護者の監督に服しないことや、家に寄り付かない、不良行為を繰り返す者と友人関係にあるなど、将来において刑罰法令に触れる行為をするおそれがあると、虞犯少年のラベルが貼られて警察や児童相談所等での措置がなされる。それは少年であるがゆえになされることなのである<sup>5</sup>。

少年サポートチームが設立されたことで、「学校の指導だけでは対応できない」という理由から少年犯罪・非行の防止のために、警察や児童相談所をはじめとする関係機関による連携した対応がなされるようになって、対象となつた児童生徒には、「学校の指導だけでは対応ができない児童生徒」であるというラベルを結果的に付与することになつてしまつ。

<sup>5</sup> 少年法第3条第1項第3号において、いわゆる虞犯少年が家庭裁判所の審判に付される旨定められている。

そのラベルには「学校では指導できないほどに悪い児童生徒」ということが含意されているのである。そのラベルは意図して貼り付けるものではなく、犯罪、非行の防止するため活動した結果、無意図的に貼り付けてしまうものである。

#### 第五節 少年サポートチームの実践事例

実際の事例（福島県教委会 2002）を検討してみよう。事例として報告されている対象の少年は、年上の有職少年、無職少年との交友が始まり、深夜にコンビニに屯したり、無断外泊をしたりするようになってきた女子中学生である。

では、何ゆえにこの女子中学生が深夜にコンビニで少年たちと交友することが問題行動なのであろうか。それは中学生だからなのである。数ヵ月後に中学校を卒業して就職した後の行為であれば問題行動として規制される行為ではないだろう。少なくとも、このことだけの理由で警察に補導されることはないであろう。しかし、進学して高校生になれば同じように問題行動として咎められることになる。同じ行為であっても誰が行う行為なのか、社会的にどの地位に属する人間の行為なのかということによって、まったく異なる反応がなされることになる。

本女子生徒に対しては、教員（学級担任、生徒指導主事、養護教諭ら）が本人に対して個別指導にあたり、悩みや心の葛藤を受け止めながら相談と指導を繰り返すとともに、家庭との連携を図ろうとして家庭訪問を繰り返してきたが、保護者が本生徒の教育に無関心であり、協力を得ることができないままに問題行動が繰り返されていたという。保護者が無関心とであった、ということにも学校としては手の施しようがないと感じていたのではないだろうか。

本女子生徒のサポートチームには、教育員会が中心となって連絡調整に当たり、学校、警察署、児童相談所、福祉事務所（民生児童委員・主任児童員）の実務担当者で構成した。各担当者が一堂に会し、本女子生徒の実態についての情報を共有し、それぞれができることを明らかにして具体的な活動をした。

学校は、校長を中心にして校内でのサポートチームを組織し、学級担任、養護教諭他による教育相談を通して、本生徒が現実に目を向けて卒業後の進路や将来に希望を持てるよう継続して働きかけをした。警察は、本生徒には万引き、シンナー吸引をしている情報を得て、補導して少年警察補導員による指導を繰り返した。それに合わせて保護者に対する指導をした。民生児童員・主任児童員は、家庭訪問により保護者と相談し、家庭環境の

改善に務めるよう相談、指導をした。さらに児童相談所では、情報収集をしながら身柄を確保して一時保護することを検討していた。

郡山市教委はこの事例報告で連携の効果として次の4点を挙げている（福島県教委会2002:15-16）。第一に、「連携により、迅速に当該生徒を保護して、指導することができた」ことを挙げた。学校だけでは、深夜にどこにいるかわからない女子生徒の身柄を保護することはできなかった。第2に、「保護者が、関係機関からの指導や相談を通して問題の重大性を認識し、子どもの養育を真剣に考えて取り組むようになった」ことを挙げた。

このような「少年サポートチーム」の取り組みについて、矢作は、「多くの機関が少年の更生に携わり必要に応じた機関の連携ができ最も重要な継続的な対応ができるようになった。少年のみならず親への働きかけも行うなどもしている。また総合教育センターの活用など段階的に学校へ戻っていけるよう多くの大人たちがじっくりと少年に関わっている」（矢作 2003:72）ととらえている。つまり、一人の（複数の場合もあるが）少年に多くの大人がじっくりと関わることができるようになつたのだという。それは、学校、市教委、警察、福祉事務所、民生児童員・主任児童員という大人が、学校だけでなく社会の可能な限りの方向から対象少年を取り囲んで、それぞれの機関のもつ特性を発揮して児童生徒に関わっているのである。

## 第六節 まとめにかえて

### 一 まとめと要約

本章では、少年犯罪・非行の未然防止を主たる目的として組織される「少年サポートチーム」を検討してきた。その設立に至った契機は1990年代後半に発生した少年犯罪とその報道にあった。残虐ともいえるような少年による重大事件の報道では、「突然キレる」「凶悪化と低年齢化」「17歳の事件」などとそれまでの古典的少年非行像とは大きく異なることが繰り返し伝えられていた。このような状況において、警察の少年犯罪への対応が厳しいものとなってきた。そうするとそれまでは補導という警察の対応であった少年の行為に対しても逮捕するという厳しい対処をすることになってきた。少年が逮捕されるという報道に頻繁に接した市民は「危険な時代になってきたものだ」という不安感・危機感と同時に「学校はしっかり教育しているのか」というような学校教育へ厳しい眼を向けるようになってきた。

福島県郡山市においても中学生がバイク窃盗の容疑で逮捕されたことを重く受け止め

た郡山市教委は中学校長会議、生徒指導主事会議を開催し児童生徒の問題行動への対応を協議したところ、学校の教育だけでは解決が困難だというケースが少なからずあることが明らかになって、少年サポートチームを設立して関係機関との行動連携をはじめた。関係機関としては警察、児童相談所、福祉事務所、保健所、医師会、保護司会、少年センター、それに学校と教育委員会であり、対象となるケース毎にその内容に応じて必要な機関の実務担当者で構成されて、問題が解決すれば解散する。

少年サポートチームでは、関係機関が連携して多方面からのかかわりを持つことが有効で、以前のように学校だけの指導では立ち直らせることが困難だったと思われるような事例でも効果が見られた。期待していた少年犯罪の未然防止、非行の深化防止の効果が認められた。

少年サポートチームでは少年犯罪の未然防止、非行の深化防止を目的とすることから、犯罪にまでは至っていない行為を対象とする。犯罪ではない行為であっても警察が対応し、深化していない非行であっても児童相談所が対応する。そのことでの効果は認められるのだが、その一方で対象となった児童生徒には学校の指導だけでは対応ができない児童生徒であるというラベルを貼ってしまうことになる。

## 二 考察と評価

少年サポートチームは何をしたのであろうか。もちろん設立の目的である犯罪の未然防止、非行の深化防止には効果があったことはこれまでに見てきたところである。加えて、学校教育の責任の範囲を明確にしたということが挙げられるのではないだろうか。

凶悪化したり陰湿化したりしている犯罪についてはもちろんのことであるが、犯罪に至らない問題行動であっても学校の目の届かないところ、すなわち家庭で行われる問題行動や深夜に行われる問題行動などが学校の教育だけでは解決が困難であるということを明確に打ち出したことは、学校内と学校外とに線を引き学校教育の責任の範囲を明らかにしたことになるのではないだろうか。

児童生徒の問題行動が起こるたびにマスメディアからの非難を受け学校教育の責任が問われるようになり、学校の追うべき責任の範囲が無限に広がりつつあると感じられていたこの時期に学校の責任の範囲を明確にしたのである。そして、学校の責任の範囲から外に出てしまった児童生徒は、学校のだけでは指導が困難な児童や生徒として警察や児童相談所、その他の機関による対応なされることになる。とはいっても単に関係機関に対応を

ゆだねて責任を回避するのではなく連携して学校としての責任を果たすことは言うまでもない。

次に、少年サポートチームを検討してきた中で、逸脱のラベルには二種類あることに気づいた。一つはベッカーが指摘したように社会集団が規則をもうけ、それを犯した特定の人に適用して貼るラベルである。規則の執行機関である警察の活動は犯罪を起こした人間を探し出して犯人、つまり容疑者のラベルを貼ることであるから、このラベルは規則を執行して意図的に貼るものといえよう。ところが、もう一つのラベルは意図しないで貼ってしまうラベルである。少年サポートチームの活動は、犯罪の未然防止、非行の深化防止が目的であり、対象の児童生徒を社会に適用させて犯罪少年、非行少年とならないにしようとする活動であって、犯罪少年、非行少年を同定しようとするのではない。しかし、大きな問題行動になる前に対処しようとして小さな兆候を見逃すまいとすることで、どんな表相性を与えるのでしょうか。小さな兆候に関係機関が関わることがラベリングの強化になりはしないだろうか。少なくとも少年サポートチームの対象となったということで、学校の指導だけでは対処しきれない児童生徒だ、というラベルが貼られてしまう。ならば、少年サポートチームにはそのラベルを剥がしてやる作業までが必要なのであろうが、一度貼ったラベルを剥がすことが困難なことだとしても、過去のラベルを乗り越えて将来に向かって生きていく力をつけてやるところまでが少年サポートチームの責務となろう。

## 第四章 「子ども見守り隊」の活動

### 第一節 はじめに

前章では、公的な機関によるラベリングがどのようにしてなされるようになってきたのかを見てきた。少年に対するラベリングは公的な機関のみが行うのではなくインフォーマルな私的関係においてもなされている。本章では地域の住民によるインフォーマルなラベルリングがどのようにしてなされるようになってくるのかを検討する。

少年は犯罪を起こし、加害者として犯罪少年・非行少年になるばかりではなくまったく逆の立場、すなわち犯罪の被害者にもなりやすい。2000年代はじめに、路上や公園などの街頭において子どもが誘拐殺害されるという事件が連続して発生し、この種の事件報道に接した市民の間で不安感が全国的に広まっていた。内閣府の調査では、国民の7割以上の人々が不安を感じているという<sup>1</sup>。この様な不安感の中で地域住民による「子ども見守り隊」の活動が展開されていった。それは街頭において子どもを狙った犯罪から子どもを守る活動であるが、それだけではなくて地域の大人たちが子どもたちにはたらきかけるコミュニケーションでもあり、その関係は親子ほど親密ではないが決して遠く離れて関係が途切れているのでもなく、密すぎず疎遠でもない程よい距離の関係ということができる。

しかし、例えば「あの子は明るくてよい子だ」「だれだれは暗くて影がある子だ」というように大人の目から見た評価がなされ、意図して貼り付けるのではないがラベルが貼られるようになってくる。

本章では、日常的に地域の大人と子どもはどのようにして触れ合う関係を築くようになったのか、またその関係ではどのようにして子どものラベリングがなされるのかということを「子ども見守り隊」の活動を例にして検討していく。

### 第二節 「子ども見守り隊」設立

特に2000年以降、子どもの通学途中や自宅付近で遊んでいるときなどに子どもを狙った残忍な事件が多数発生し、この種の事件が繰り返し報道されてきた。例えば2004年には奈良小1女児殺害事件が発生し、その1年後の2005年11月に広島市小1女児殺害事件、

---

<sup>1</sup> 内閣府による「子どもの防犯に関する特別世論調査」(2006年8月)によれば、子どもの犯罪被害不安があるという回答が74.1%でその理由の第1位が「テレビ新聞で、子どもが巻き込まれる事件がよく取りあげられるから」で85.9%であった。

栃木県今市市でも小1女児殺害事件が発生した。さらに、その翌年の2006年5月に秋田県藤里町での米山豪憲君殺害事件<sup>2</sup>、そして2007年7月宮城県大郷町では、小学校の正門近くで小6女児が登校してきて正門に入ろうとしたところで、無職の男に刃物で背中を刺されるという事件が発生した（『朝日新聞』2007年7月20日夕刊）。これらの事件は連日のようにテレビや新聞で報道された。社会問題を指摘する、いわば「クレーム申し立て活動」（Spector & Kitsuse 1977=1990）的な報道に対して行政（警察庁、文部科学省）が種々の対応策を講じた。こうした中で一部の有志による街頭での防犯活動が展開されるようになり、行政は地域のこうしたボランティア活動の支援に力を入れるようになった。地域の子どもも地域で守る、という「子ども見守り隊」の活動が展開され、そこに地域の大人と子どもが触れ合う機会が生じるようになってきた。以下「子ども見守り隊」が設立されるようになる過程を見ていくことにしよう。

## 1 子どもが被害者となる街頭犯罪の報道

奈良小1女児殺害事件は、2004年11月17日下校途中で行方がわからなくなってしまった小学1年生の女子児童が翌日の18日未明に遺体で発見されたという事件である。発見の数時間前に母親の携帯電話に「娘はもらった」とのメールが送りつけられていた。本事件の経緯は、17日13:00に授業が終わり学校を出て、13:40には携帯メールで「いまどこ？」「学校をでたところ」と母親と連絡を取り合った後14:30には連絡が取れなくなりに行方がわからなくなってしまった。15:30近所の人たちが捜索するものの見つからずに学校へ連絡、18:45警察に届け出、翌日00:06自宅から6Km離れた道路脇側溝に倒れている被害者を通りかかった男性が発見した（『朝日新聞』2004年11月18日夕刊）。その後しばらくの間捜査の状況が報じられた後に、事件は急展開し一月半後の12月30日に犯人逮捕が報じられた。「容疑者は11日17日午後1時50分ごろ、女児の自宅から約100メートル離れた奈良市内の路上で、下校途中の女児に声をかけて車に乗せ、わいせつ目的で連れ去った疑い。また、『自宅の浴槽で、女児の頭を水につけて殺害した』と供述しているという」（『朝日新聞』2004年12月13日朝刊）。犯人逮捕の報道に若干の安心はしたもの、誘拐そして殺害の方法や犯人の異常さを知り人びとは怒りを感じたことであろう。

この奈良市小1女児殺害事件からちょうど1年後の2005年11月今度は広島市で下校途

<sup>2</sup> この事件は結果的に街頭犯罪ではなく母親による犯行であった。しかし、事件発生時から不審な点が多く報道されて全国的な驚きと不安を引き起こした。

中の小学1年生の女児が誘拐・殺害される事件が発生した。この事件は「女児殺され段ボールに 広島下校途中の小1」(『朝日新聞』2005年11月23日朝刊)の見出しで大きく報じられた。22日の午後3時ごろ、民家前の空き地に不審な段ボール箱があるのを近所の人気が見つけ、中をあけると手足などを折り曲げた状態でぐったいした女児が入っていた。学校は午前中で授業を終え午後0時30分頃一斉下校した(『朝日新聞』2005年11月23日朝刊)というから僅かの時間での事件である。

「県警本部は29日、殺人と死体遺棄の容疑で近くに住むペル一人の男、ヤギ・カルロス容疑者(30)の逮捕状を取り指名手配し」(『朝日新聞』2005年11月30日朝刊)、「30日未明三重県鈴鹿市の親族宅で逮捕」(『朝日新聞』2005年11月31日朝刊)した。

そして2日後の12月1日には栃木県今市市で下校途中の小学1年の女児が行方不明となつた(『朝日新聞』2005年12月2日夕刊)。翌日の「2日午後2時ごろ、遺体が南東に約65キロ離れた茨城県常陸大宮市の山林で見つかった。遺体には、胸などに数カ所に刺し傷があり、これが致命傷になった」(『朝日新聞』2005年12月3日朝刊)。栃木の事件と広島の事件の続報が同一紙面で報じられるほど立て続けに発生した誘拐殺害事件の報道から「またか」という思いにさせられた。

これらの事件のように殺害には至らなくても、連れ去りや声かけなどの子どもが被害者となる事件が多数発生している<sup>3</sup>。「声をかけられた」などの事件は、些細な事件のようにも見えるが、重大事件の前兆でもある。それは、神戸児童連続殺人事件の犯人である酒鬼薔薇聖斗が「実験ノート」と称する日記に、次のように記載していることからもうかがい知ることができる。

実験では、公園で、一人で遊んでいた女の子に「手を洗う場所はありませんか」と話しかけ、「学校にならありますよ」と答えたので案内してもらうことになりました。ぼくは用意していた金づちかナイフかどちらで実験するか迷いました。最終的には金づちでやることを決め、ナイフはこの次に試そうと思ったのです。ぼくは、「お礼を言いたいのでこっちを向いてください」と言いました。女の子がこちらを向いた瞬間、金づちを振り下ろしました。

2,3回殴ったと思いますが、興奮していてよく覚えていません。(草薙 2004:29)

<sup>3</sup> 例えば、郡山市で55-56ページに示したような発生した事案がある。

このように児童に何気ない様子で声をかけ犯行におよんだ状況を記している。ちょっとした些細なことのようにも思える「声かけ」が重大事件の前兆となっていることがわかる。

また、広島小1女児殺害事件での犯人ヤギ・カルロスは、自宅アパートの周辺を通る少女に声をかけたり、携帯電話の画像を見せたりしていた。事件当日も、自宅アパートの前で女児と話しているのが目撃されており、ペルーに残る自分の子どもの画像を見せて声をかけたという（『朝日新聞』2005年12月1日朝刊）。街頭において、穏やかに親切そうなそぶりで子どもに接近して突然鬼のように襲いかかるのがこの種の事件の特徴なのである。

1年前の奈良小1女児殺害事件から防犯の様々な取り組みがなされてきたにもかかわらず広島でも痛ましい事件が発生したことについて「教育現場や地域の関係者は無力感を募らせている」（『朝日新聞』2005年12月1日朝刊）と報じられた。

こうした事件が大きく報道されるのは、大変希な事件だからニュースとなるのであって、毎日起きている一般的な事件が大きく取り上げられないのが普通である。人々はこれらの希で特異な事件報道によって「なんて恐ろしい世の中になってしまったのか」と感じるのである。

これらの犯罪から子どもを守ることについて、「いたずらに不安にとらわれることなく、子どもたちを守る方策を考えなくてはならない。（中略）親と地域の住民、学校、行政、警察などが手を携えて、自分たちの町の実情にあったやり方をさぐり、息長く取り組むしかない」（『朝日新聞』2005年12月1日朝刊）と新聞は提言していた。これは、「子どもも守り隊」のような地域の実情の合った地域住民による継続的な防犯活動の推進を提案しているものと理解できるだろう。

## 2 行政による対応策

子どもが被害者となる犯罪が日常的に多発している現状への対策として、「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」をはじめ種々の施策がとられてきた。主な安全確保に関する対応には以下のようなものがある。

1999年「女性、子どもを守る施策実施要綱」（警察庁）

2000年「安全・安心まちづくり推進要綱」（警察庁）

2000年「道路、公園、駐車・駐輪場及び公衆便所に係る防犯基準」（警察庁）

2000年「子どもを犯罪から守るための対策の推進について」（警察庁）

2004年「教育委員会、学校等と連携した学校等における子どもの安全対策の一層の推進について」(警察庁)

2004年「『犯罪に強い地域社会』再生プラン(警察庁)

2005年「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領」(警察庁)

2005年「安全・安心まちづくり全国展開プラン」(犯罪対策閣僚会議)

2005年「登下校時における幼児児童生徒の安全確保について」(文部科学省)

2005年「地域における防犯教室・防犯活動及び防犯ボランティア活動の推進について」(文部科学省)(警察庁と連携して実施)

2005年「通学路における子どもの犯罪被害を防止するための諸対策に徹底について」(警察庁)

2005年～「地域安全安心ステーション」モデル事業(警察庁)

短期間に内に数多くの対応策がとられてきた様子がうかがえる。このことは裏返せば、それぞれの施策では十分な効果を得ることができないという評価がなされてきたと言うことができるのではなかろうか。

特に、「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領」(2005年5月19日)では子どもを犯罪から守るための対策の一層の強化のために、警察活動の積極的展開や子どもの安全確保に力点を置いた安全・安心まちづくりとともに地域住民等との連携の強化を掲げている。地域住民等との連携の強化の内容は「防犯ボランティア活動の活性化とその他自主防犯活動への支援」と「警察と学校との連携」の強化である。

松坂規生が述べるように、「警察が対応を迫られる課題が複雑・高度化し、かつ急速に拡大を続けている現在、警察だけで子どもを犯罪被害から守ることは不可能であり、警察と地域社会や市町村とが連携して取り組む」(松坂 2005:24) ことが不可欠なのである。

警察が主体となって行う「警察活動の積極的展開」の内容には、「取締りの強化、警察官による街頭活動の強化、各種情報の把握と地域住民への積極的な提供の3点を掲げている。

子どもを対象とする犯罪が発生した場合には、迅速に犯人を検挙することが警察としての最大の責務であり、素早い検挙が以後の犯罪発生の防止につながるものである。さらに、刑法や青少年健全育成条例等の刑罰法令等に示されているような犯罪に至らない場合であっても、犯罪の前兆となるような行為については指導・警告を行い未然防止に努めることとした。従来、住民からの相談があっても、犯罪には該当しないということで警察活動がなされずに、犯罪に該当するようになるまで待っていて重大な犯罪に発展したという事件

が各地であった。犯罪被害の未然防止という観点から積極的な指導・警告が望まれたのである。

地域住民との連携という観点からは、各種情報の把握と地域住民への積極的な提供は欠かすことのできない活動である。不安や危機感を感じ、地域の子どもは地域で守りたい、という地域住民に犯罪者や不審者に関する情報、犯罪の発生が予想される危険箇所に関する情報、地域防犯活動に関するノウハウ等の情報が提供されることが不可欠である。

「安全・安心まちづくり全国展開プラン」は、全国各地で地域住民によって行われている自主的な防犯活動を、政府が支援して官民の連携した安全で安心できるまちづくりを積極的に展開しようとするものである。

そして、さらに警察庁と文部科学省が連携した、「地域における防犯教育・防犯活動及び防犯ボランティア活動」が推進されているのである。

2005年から実施されている「地域安全安心ステーション」モデル事業もまた地域住民による防犯パトロール等の自主防犯パトロールを積極的に支援するものである。2007年は、特に通学路における子どもの保護・誘導を行うなど子どもの安全を確保する活動を行っている地区から全国で100地域を指定して、子どもを犯罪から守るための取り組みの促進を図っている。

警察の取り組みについて、『平成24年版警察白書』では「地域社会との連携」ということを掲げ、そのなかで「安全で安心な街づくりの実現のためには、国民が防犯意識を高め自主的な防犯活動を推進することが重要である」（警察庁 2012:104）として自主防犯活動に対して、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施などの活動支援を実施しているという。地域住民だけではなく地方公共団体、事業者等を包括するネットワークを整備してその有効活用を図るという（警察庁 2012:105）。

これらの通知・通達や施策は、学校や警察だけで子どもの安全を確保することは困難であり、地域住民が「地域の子どもは地域で守る」というような認識に立って関係機関と協力・連携しながら安全を確保しようとするものである。国の施策等においては、警察活動の強化だけでは十分な防犯活動が期待できないので、地域住民による防犯活動を通して子どもを犯罪から守り安全を確保するというような「地域の子どもは地域が守る」方向に動いていいると言えるだろう。

### 第三節 郡山市における「子ども見守り隊」

## 1 郡山市の概況

郡山市は福島県のほぼ中央に位置する人口 328,188 人、世帯数 131,674 世帯（2012.10.1 現在）の中核市である。

昔から交通の要衝として人々が行き交い、江戸時代後期には、宿場町として栄え、明治期の安積開拓と安積疏水の開拓を機に、都市としての基盤が確立された。現在は東北本線をはじめとし、磐越西線、磐越東線、水郡線、東北新幹線と県内外に延びる鉄道網、また、東北自動車道、磐越自動車道などの高速道路網、さらには福島空港へのアクセスなど交通の要衝となっている商工業都市である。

市内には幼稚園 33 園、認可保育所 38 所、小学校 59 校、中学校 29 校、高等学校 13 校、養護学校 1 校、聾学校 1 校が校ある。警察署は郡山警察署と郡山警察署の 2 署がある。

戦後、「東北のシカゴ」の異名を持つほど暴力団の抗争で荒廃したこともあったが、教師と市民たちが音楽の力で、経済発展の弊害で荒れかけた街を救ったという事実がある<sup>4</sup>。現在は、「東北のウィーン 楽都郡山」として発展しているものの、犯罪が多く発生し、福島県内の非行少年 1,169 人中 280 人が郡山署と郡山北署管内の人数で県内の約 24 パーセントにも及ぶ（郡山警察署 2012）。

次は、2006 年 1 月から 7 月に郡山市で子どもが狙われた事件である。  
( <http://www.police.pref.fukushima.jp/police/kooriyama/seian/seian.htm>『郡山警察署生活安全課ホームページ』2006 年 9 月 12 日閲覧)

- ① 1 月 15 日午後 4 時 20 分ころ、郡山市緑ヶ丘地内の路上で、一人で買物途中の小学 6 年男子児童が、立っていた男に無言で服の右肘をつかまれた。
- ② 3 月 27 日午後 0 時 45 分ころ、郡山市安積町荒井地内で、団地内で遊んでいた小学 2 年生女子児童と幼稚園児が、20 歳くらいの男に無言で陰部を見せられた。
- ③ 4 月 26 日午後 4 時ころ、郡山市内のアパート敷地内で遊んでいた小学 3 年女子児童 2 名が、男に声をかけられ陰部を見せられた。
- ④ 6 月 26 日午後 3 時 40 分ころ、郡山市亀田地内の路上で、下校途中の小学 5 年女子児童 2 名が、車に乗った男性から「車に乗っていくかい？」と声をかけられた。
- ⑤ 6 月 29 日午後 4 時 40 分ころ、郡山市久留米地内の路上で、下校途中の小学 5

<sup>4</sup> その感動の人間ドラマが、若林豪／酒井和歌子らが出演して『百万人の大合唱』（1972 年）という映画になった。

年女子児童 2 名が、男性から「名前はなあに、何年生？」と声をかけられた。

- ⑥ 7月3日午後4時10分ころ、郡山市大槻町地内の路上で、下校途中の小学6年女子児童が、後から来た自転車の男に臀部を触られた。
- ⑦ 7月4日午後5時ころ、郡山市安積町地内の路上で、小学2年男子児童ら3名が、男性から「一緒に帰ってあげる。」等と声をかけられた。
- ⑧ 7月7日午後5時ころ、郡山市昭和一丁目地内の路上で、犬の散歩をしていた小学4年女子児童が自転車の男性から「おいで。」と手招きされた。
- ⑨ 7月12日午後5時30分ころ、郡山市希望ヶ丘地内に路上で、帰宅途中の小学6年女子児童が、自転車の男性から「メールアドレス教えて。」と声をかけられた。

これらのすべてが事案は新聞等で報道されているのではない。次は、新聞で報道され多くの人々が知ることになった声かけ事案の一つの事例である。

郡山市小原田の住宅街で20日午後4時半ごろ、自転車で帰宅しようとした小学3年生の女児（9歳）が、自転車に乗った見知らぬ男に自宅前で「猫飼ってくれないかな。保健所に連れて行くのはかわいそだから」などと声をかけられた。女児は無事だった。郡山署は不審な声かけと見て注意を呼びかけている。17日夕方にもJR郡山駅近くの路上で、女児に対する猫を誘い文句にした声掛けがあった。（『福島民報』2007年2月22日）

下校途中の小学3年生の女児児童に前方から接近してきた不審な男が「猫飼ってくれない、かわいいね」と声をかけてきたというものである。同時期に不審な男が女子中学生につきまとうという事件も発生していた。

以上のように、子どもが公然わいせつ、強制わいせつ等の被害者になる事件や、重大事件に発展しそうな事案は非常に多く発生している

## 2 「子ども見守り隊」の活動

ここでは、郡山市において地域のボランティアとして実際に「子ども見守り隊」の活動を行っている方へのインタビューを基にしてその実際を報告する。インタビューは、2007年9月にA町内会の街頭に立って見守り活動をしていたWさんにその現場およびWさん宅

で話を聴き、さらに2012年10月にN町会防犯部長HさんからT公民館にて話を聞くことができた。T地区は郡山市の市街地西部の住宅地で、14町内会、約3900世帯の地域で、児童数750名の小学校がある。この小学校の卒業生は3中学校に分かれて進学する。つまりT地区は三つの中学校の学区にまたがっていることになる。田畠が多く住宅は少ない地区であったが1970年頃から田畠は宅地となり団地が作られ田畠はなくなった。

Hさんによると、以前に女子中学生が痴漢に逢うという事件が発生して、それから一部の人が自主的に子供の下校時刻に合わせて街頭に立つようになっていた。

そうした時（2006年）に当時の町内会長から町内として防犯活動をしてはどうかとの提案があり、Hさんが町内会の集まりで呼びかけ「見守り隊」の隊員を募集したのが町内会の活動としての始まりとなる。この後に市では「地域防犯パトロール支援事業」を展開しはじめ、各町内に防犯活動に対して防犯用品の支給をするようになった。

#### （1） A町内における有志による活動 〈町内会の活動以前の活動〉

はじめに、有志4人による「子ども見守り隊」の活動をはじめたWさんの話から有志による活動を見てみることにしよう。

2006年の春、町内会の役員を引退した高齢の人たちが数人集まってお茶飲みをしている時に、「何か地域に役立つボランティアをやりたいが、何かないかなあ」ということが茶飲み話に上がっていた。そのような時に、「不審者や子どもが襲われる事件あって、恐ろしい時代になったなあ」ということから「子どもの見守りならできるのではないか」、「一人でも二人でもいいからやってみよう」ということで始まった。

この話の中には三つのことが語られている。ひとつは「地域に役立つボランティアをやりたい」ということであり、仕事を退職しさらには町内会の役員も引退した人達が地域社会に貢献していないことに満足できていないということである。実際にこの活動をしている人の年齢は、2007年当時82歳、81歳、79歳、69歳の高齢者であったが、このような高齢者が社会貢献をしたいという意欲を持って前向きに生きているということが伺える。

もう一つは郡山市の市民も「恐ろしい時代になった」と、不審者情報や子どもが被害者となる事件の報道に接し不安感じていたことということである。内閣府が2006年に実施した調査「子どもの防犯に関する特別世論調査」（内閣府2006）では、子どもたちが犯罪に巻き込まれるかもしれないという不安を感じことがあるかという問い合わせに対する「よくある25.9%」と「ときどきある48.2%」をあわせて、不安を感じるというのが74.1%にもなる。

その最大の理由は、「テレビや新聞で子どもが巻き込まれる事件がよく取り上げられるから」が 85.9%にものぼっている。Wさんたちもテレビニュースや新聞報道に接して「恐ろしい時代になった」と感じていたのであろう。

三点目は、「子どもの見守りならできる」と事件報道から生じる不安を能動的に解消しようとしていることである。このように不安感から自分にできる防犯活動があればやりたいと考えている市民が多くいる。「子どもの防犯に関する特別世論調査」(内閣府 2006)では、地域で行う防犯パトロールなどの防犯活動に参加したいかどうかの問いには、「参加したい」15.3%、「できれば参加したい」58.4%とあわせて 73.4%と多くに人が参加したい意向を示している。「できれば参加したい」という回答には、参加したいのだが実際に参加することはできないという気持が含まれているのであろう。現実に、子どもの登下校時間帯に、仕事を休んで防犯パトロールをするなどということはできない保護者が多い。インター ビューに答えてくれた 69 歳の Wさんは次のように話していた。

「今のお母さんたちは、共働きだから『我々がやるからいいよ』って言って・・・、我々がやっている。・・・子供育成会でも、二人で旗持ちをやることになっている・・・我々が毎日やっていると、『年寄りがやっているからやらなくてもいいだろう』という話題が出てきているようだ。」

活動は、朝の登校時刻に合わせて 7 時 20 分から 8 時まで、午後は小学生の下校時刻に合わせて街頭に立って活動している。これらの活動は、学校の授業日には毎日欠かさず実施している。

下校時刻は、学校の行事等によって毎日変わっているので小学校から予定表をもらいそれぞれの学年の下校時刻に合わせて活動しているので午後だけで 3 回活動することもある。実際に活動しているのは 4 名の高齢者（82 歳、81 歳、79 歳、69 歳）の有志の活動になっているのが現状である。その他の若い人たちは、夫婦共働きで子どもの登下校時刻に活動することはできない現実があることは前に述べたとおりである。

他からの依頼であったり、強制されたりして行う活動ではなく、自主的に実施している活動であることに誇りを持っている様子が伺える。

「当番なんか決めて強制しても長続きはしないんです。我々は、子どもたちのこと

を考えてやっています。『おじいちゃん先生！』なんて言って、かわいいんですよ。中学生なんて挨拶もなくできなかつたのが、きちんとするようになってきました』

子どもたちとの触れ合いを楽しみにし、「子どもたちのことを考え」ながら活動しているという。

活動中に着用するジャンパー、帽子も私費で購入した。また、3ヶ月に一度は4人で昼食会を行って意見を交換しながら活動していたという。このような活動をしていることを町内会長さんに話したところ町内会長さんからは、良い活動なので町内会の活動として広く実施したいとの話があった。このように数人の有志による自主的な活動が町内会の事業として実施されるようになった。

## (2) 町内会としての活動

B町内会では町内会長さんの提案により活動が始まった。Hさんによると、町内会長さんより町内の活動として防犯活動をしてはどうかとの提案があり、Hさんが町内会の集まりで呼びかけ「見守り隊」の隊員を募集したのが町内会としての子ども見守り活動の始まりとなる。当初、Hさんの呼びかけに対して、約50名の人が集まった。参加者の多くは、定年退職後の高齢者と一部の学童期の子供を持つ母親であった。

こうして町内会の「子ども見守り隊」がスタートしたのだが、Hさんによれば「道具もない・・・初めてのことでのうすればいいかもわからない」ところから始まったという。「ただ、道路に立っているだけでは何をやっているのかもわからない」状態だった。そこで、町内会の予算の中から腕章を購入して腕章をつけて立つようにした。腕章は100円ショップで調達したという。その後市からベストや帽子などの防犯グッズが支給されるようになった。

次は下校時の様子である<sup>5</sup>。

午後2時30分が過ぎた頃、自転車に乗って腕章をつけた男性が住宅地の交差点にやってきた。間もなく、低学年と思われる子どもが下を向きながら一人で下校してきた。その後ろにも2人が話をしながら歩いてきた。子どもたちの下校がはじまった。下校する子どもたちに「お帰り！」と声をかけ、子どもたちは、「ただいまあ～」と大きな

<sup>5</sup> 2012年9月27日に郡山市T地区にて観察した。

声で挨拶をする姿が見られた。「見守りの隊」の男性から離れたところで、筆者も一人で歩いている女子児童に「こんにちは！」と声をかけてみた。子どもから話が聞きたかったからだ。しかし、返事は返ってこない。見向きもしない。完全に筆者を無視して足早に通り過ぎて行った。子どもにしてみれば、見知らない不審なおじさんに声をかけられたのだ。この子どもの行動は不審者に対する指導の成果なのであろう。「変なおじさんに声をかけられた」と不審者出没の騒動にならなければいいのだが、と筆者は不安になって、別の子どもにも声をかけてみようなどという気持ちは起きてこなかった。

十数人の子どもが通り過ぎ、下校してくる子どもの姿がなくなった頃、老人は自転車に乗って移動した。さらに学校から離れたところの十字路へ向かったその先には別の男性が帽子をかぶり腕章を身に着けて2人で立っていた。程なく子どもたちは通り過ぎ、大人3人で立ち話をしながら帰っていった。

冬には「寒かったろう」と子どもの頬をさすってやる姿も見られた<sup>6</sup>。Hさんは、路上でなぞなぞ遊びもやって楽しんでいるという。その大人たちと子どもの間に親密な関係を感じられる。しかし筆者が無視されたように、そこには親密な地域住民すなわち仲間と外部の者との間に明確な線引きがなされていた。

小学校の子供会と育成会（保護者が組織している会）では、「見守り隊」の人々を招待して感謝祭を開催したことが報道された（『福島民報』2007年9月14日）。これは、日頃下校時の安全を確保してくれている「見守り隊」の人たちに感謝の気持ちを表したいという子ども達と保護者が手作りの料理でもてなした会である。招待された高齢者は、子ども達との交流ができるのもこの活動を継続してきたお陰であると話していたという。

この「子ども見守り隊」の効果についてHさんは大きく3点を挙げた。犯罪がなくなったことを第1に挙げた。声かけのような子どもに対する事案だけでなく、「こそドロ」などの他の事件も耳にしなくなったという。「この地域はみんなで見ているから悪いことする人が入ってこれない・・・あの町内には眼があるからって・・・」とHさんは言う。

次に挙げたことが、あいさつをするようになったということである。「こんにちは！」と声をかけあって安全で、安心、住みやすい町内になりました。」という。「はじめは、あいさつもできない子どもでも、こちらからあいさつをしていると、ちゃんとできるようにな

<sup>6</sup> 2012年11月27日郡山市T地区にて観察した。

るんです。ここを通るのは、この町内会の子どもだけではありませんから・・・向こうの町内の子どもも通学に通りますから・・・みんな、あいさつするようになるんです。親も・・・ありがとうございます。子どもがお世話になります、なんて子どもの話題で保護者とも話ができます・・・警察ともコミュニケーションですよ。最近どうですか？なんて・・・」とHさんは言う。

この活動を通して地域住人が声を掛け合うようになりコミュニケーションが図られるようになっている。特に子どもと高齢者が触れ合う異世代間の交流の機会もある。コミュニケーションは子どもと大人の間だけではなく、大人同士でも子どもの様子を話題にしながら交流が広がっているという。

3点目は、町内のがよくわかるようになった、ということである。「町内の子どももだんだん減ってきているんですが、みんな、何処の誰だかわかります・・・子どもだけではありません。一人暮らしの高齢者もわかります。だから、見守りの帰りに、一人暮らしの老人が、今日も元気だって、確かめたりして・・・みんなわかってるんです」とHさんは話していた。

Hさんは、子どもだけでなく一人暮らしの老人も気にかけて、子ども見守りの活動をしながら声をかけている。Hさんが承知しているだけで町内には30人ぐらいいるという。「町内会費、使わせてもらっているんだからこれくらい当たり前です。」と言う。

#### 第四節 まとめにかえて

##### 1 「子ども見守り隊」の意義と今後の見通し

子どもが被害者となる犯罪に一般の市民が直接遭遇することは殆どないにもかかわらず、マスメディアなどで報道された凶悪かつ特異な事件の情報から自分の身近な人も同様な被害に遭うのではないか、という強い不安感と危機意識を持つようになってきた。このような不安感と危機意識から地域防犯活動を展開しているのであり、報道に触れた地域住民の反応としての活動とも言えるだろう。

警察や行政機関、学校が街頭犯罪から子どもを守ることには限界あり、それぞれの行政機関との連携を図りながら地域住民が市民のレベルで自らの安全を自らが確保することを期待されている。「子ども見守り隊」の活動は、警察や行政、学校等と連携して、それらの支援・援助を受けながら行う「地域の子どもは地域で守る」ための地域住民による主体的活動といえる。

具体的には街頭におけるパトロールによる見守り活動が主な活動である。パトロールをしている場所で犯罪におよぶ者はいない。子どもに声をかけたり性的な犯罪を企てようとする者に対しては、「ここには大人の目があるのだぞ！」ということを示すことにより犯罪の抑止効果が期待できるものである。

この活動には高齢者が多く参加しており、社会的な活動から引退した人々が再び地域社会で活躍する場ともなっている。実際に街頭において見守り活動をしている人々には、仕事を引退した高齢者が多い。

この活動を通して地域住人が声を掛け合うようになりコミュニケーションが図られるようになっている。この活動をしている人びとは異口同音に、この活動をしてよかつたことはみんなが挨拶をするようになったことだという。特に子どもと高齢者が触れ合う異世代間の交流の機会にもなっている。コミュニケーションは子どもと大人の間だけではなく、大人同士でも子どもの様子を話題にしながら交流が広がっているという。

こうして地域のコミュニケーションが活発に行われるようになって、Hさんが「小学生だけではなく、小学校の卒業生だった中学生も高校生もきちんと挨拶をするし、悪いことなんかしませんよ」と言うように非行の防止にも効果があるようだ。このことから地域社会の大人たちが子どもをしっかりと見守り、健全に育てている様子を伺い知ることができる。

しかし、実際に活動に参加する人が減少してきているということが課題となってきている。Hさんの町内では2006年には約50人の参加者だったのが現在は約20名ほどに減少してしまった。その大きな原因としてあげられることに、Hさんが「年寄りがさらに高齢化してしまった」と笑いながら話していたようにメンバーの高齢化があげられよう。団地に住む人々の子どもたちの多くは親とは同居せずに他の場所で仕事をしてそこで生活をするようになり、親世代は高齢者夫婦のみあるいは高齢者の一人暮らしをしている。さらに高齢となり、その生活が困難になると施設への入所やことも家族のところへ転居するようになって参加者が減少してきているという（元公民館長Oさんの談話より、2012年10月12日）。

参加者減少の要因には活動中の事故もあった。2007年10月活動中にHさんとは別の町内であったが交通事故が発生した。この事故は交差点で車同士が衝突し、その勢いで一方の車が見守り活動をしていた60歳代男性をはねてしまったという事故である。両運転手は軽傷であったが見守り隊の男性は重傷を負った。この時点では保険の加入はなく活動

中の事故については「自己責任で・・・泣き寝入りになってしまったようだ」(Hさん談話)という。その後この町内会では「子ども見守り隊」の活動はなされていない。

この事故以後、郡山市では「子ども見守り隊」の活動の参加者に対しては、「全国市長会市民総合賠償補償保険」により万一の事故に対応できるように備えている。

さらには、活動で成就感、達成感が得られるかどうかということも大きな要因になるのではないだろうか。子どもの安全確保ということだけにこの活動の意義を見出そうすると、現実には事件に遭遇することはほとんどなく自分の活動が本当に防犯に役立っているのかどうかと、その成就感が得られなくなってくるのではないだろうか。長期間にわたつて活動している人たちは、子どもも大人も含めたコミュニケーション、地域の人々との触れ合いに活動の喜びを見出している。こうした意義も認めながら活動を行政は支援をしていってもいいのではないだろうか。

## 2 考察と評価

これまで見てきたように「子ども見守り隊」の活動は、第一に、子どもが襲われたという報道に接した地域住民の反応として起きた活動である。第二に、その活動は、警察や行政、学校などから期待された活動である。第三に、登下校時の安全確保に効果がある。第四に、子どもの安全確保だけではなく、参会者に楽しみを与えると同時に地域のコミュニケーションを活発にする効果もある。

ラベリングという視点からこの活動を見てみると、この活動をする大人たちによって子どもたちはインフォーマルなラベルを貼り付けられていることに気がつく。毎日の登下校を見守っている大人たちは、一人ひとりの子どものことがよくわかってくる。あの子は何処の何処の誰誰で、どんな子だということがわかることによってなされるラベリングである。地域の大人と子どもが継続的な何らかのふれあいを持つ中で、大人は個々の子どもの性格や行動の特性が次第にわかってくると「あの子は明るくてよい子だ」「だれだれは暗くて影があるようだ」というように大人の目から見た評価がなされて、子どもたちはラベルが貼られるようになってくる。元気なあいさつをするAさんはいい子、あまり元気のいいあいさつができないBさんはあまりいい子ではない、ということにもなる。いつの間にか大人によって評価判断の尺度がつくられて評価がくだされてラベルが貼られるようになる。このラベルは、ラベルを貼ろうとして貼るのではなく、ラベルを貼るという意識をまったくせずに貼っているラベルである。ベッカーが、社会集団が規則を設けて、その

規則を特定の人に適用して意図的に貼るラベルとは異なるものである。

「子ども見守り隊」の活動が行われるようになって子どもたちの何にどんな変化があるのだろうか。子どもたちが友達と遊びながら道草をして帰ることはなくなった。「子ども見守り隊」の大人たちが見守る視界の中を帰らなければならない。子どもが狙われる街頭犯罪がメディアの話題になり、地域が危険だという共通の認識が形成されて「子ども見守り隊」の活動が始まる以前には、子どもたちが放課後学校の校庭で遊び、空き地に集まって遊んだりしながら帰る姿を眼にしたものであった。ところが今は子どもが寄り道をして遊んでいる姿は見られない。放課後学校の校庭で遊ぶこともなくなったのだ。学校から各学年の下校予定時刻が月毎に「子ども見守り隊」のメンバーに印刷物で知らされており、その時刻に合わせて「子ども見守り隊」の活動が行われているので、子どもたちはその時刻に一斉に自宅だけを目指して下校しなければならない。「子ども見守り隊」のいるところを全員が通過するのに要する時間も数分間である。学校の教師も、その時刻に一斉に下校させなければならないので、学級担任の裁量で教育計画に無い放課後の活動をさせることはできにくくなっている。

犯罪から子どもを守るためにには、子どもたちは常に大人の目の届くところにいなければならぬ。大人は眼を光させていなければならぬ。子どもの安全を確保し安心して通学させることを目的として実施されている活動が、子どもたちに意図せずラベルを貼つてしまい、さらには子どもの活動を監視することにもなってしまって、子どもの自由な活動が制限されてしまうというアイロニーがここに存在している。

## 第五章 「犯罪と発達障害の関連性」についての言説

### 第一節 はじめに

本章の課題は、犯罪と発達障害の関連について新聞報道をもとに検討し、「犯罪と発達障害との関連性」の言説が含意する切り離しと帰責について明らかにすることにある。

少年たちによる凶悪な犯罪が 1990 年代後半から目立って報道された<sup>1</sup>。非行グループに属して日頃から非行行為を繰り返すような少年ではなく普通の少年が残虐な事件を起こす可能性があると言われるようになった。それまでは貧困などの劣悪な成育環境や受験競争、管理教育など社会的要因に犯罪の動機や原因があると理解されてきたが、これらの事件は動機が不明で、一般市民のこれまでの常識では理解不能な事件だとして、その奇異性が強調してきた。このような状況の中で一般市民の治安に対する不安が高まっていた<sup>2</sup>。

これらの普通の少年の犯行といわれてきた事件では、精神科医による精神鑑定が実施され発達障害との診断がくだされたことが報道されてきた。少年犯罪や非行と発達障害との関連を見出そうとする研究も見られる。しかし、こうした報道は障害名だけが一人歩きし偏見や差別を生むとして、発達障害を持つ人やその関係者から報道機関に対して要望がなされている<sup>3</sup>。

人びとに日常的に情報を提供するマスメディアとしては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、web ページ、等々、様々なものがある中で、新聞は過去の報道を遡って容易に調査することができる。また、web ページのようにある時点で変更されたり、消えてしまったりする

<sup>1</sup>当時の代表的な事件としては、1997 年神戸連続児童殺害事件、1998 年黒磯中学校教師殺人事件、2000 年佐賀バスジャック事件、2000 年大分一家六人殺傷事件、2000 年豊川主婦殺人事件、2001 年浅草女子大生殺害事件、2003 年長崎男児誘拐殺害事件、2004 年佐世保小六同級生殺害事件、2004 年石狩同級生の母刺殺事件、2005 年静岡タリウム事件、2005 年寝屋川小学校職員殺害事件、2006 年奈良母子放火殺人事件、などがあげられる。

<sup>2</sup> 2004 年の内閣府による『治安に関する世論調査』では「ここ 10 年間で日本の治安は良くなつたと思うか」という問い合わせで 84.3% の人が「悪くなつたと思う」と回答している。「最近の犯罪はどのような傾向があるか」については「低年齢化している」が 81.8% と最も高くなつていることからも、少年の犯罪に対する不安が高まっていたことがうかがえる。

<sup>3</sup> 2008 年 3 月に岡山駅で 18 歳の少年が岡山県職員を突き落として死亡させたという事件の新聞報道では、この少年が広汎性発達障害の一種であるアスペルガー症候群と診断されていたことが報道された。これに対して、社団法人日本自閉症協会は「広汎性発達障害を持つ人々が、あたかも人間的な思いや感情に乏しく、人間関係を作れない『冷酷な人間』であるという誤解を与えてしまいかねない」として各報道機関に対して「発達障害に関する報道についての要望」を提出した。

ということがないので何時でも過去の報道にアクセスできる。そして、新聞は日刊で日々の新しい情報が掲載される。こうした理由から新聞報道を検討することにした。数多くある新聞の中から一つの情報源として『朝日新聞』の記事を検討する。

## 第二節 研究の方法態度と先行研究

新聞記事を検討するにあたり、本稿では構築主義の方法態度を参考にする。構築主義にも種々のバージョンがあり、多数の議論がなされていることは承知しているが、ここで想起しているのは、言説の事実的根拠をいったんカッコにくくるというスペクター&キツセ(Spector, M. & Kitsuse, J. I. 1977=1990)によって提起された方法態度のことである。もちろん、伝えられる内容が事実であろうと虚偽であろうとかまわないというわけではない。事実的根拠のない言説を取り上げる、すなわちこれらの記事は根拠のない誤報であり、従って構築だ、と主張しようとするものではない。そうではなくて本稿では、それらの記事の形で報じられてきたことが、どのような道筋で展開してきたか、それらがどのような論理関係にあり、どのような事実的効果を伴ってきたかに注目したい。そのこと自体が重要な社会現象だと考えるからである。

換言すれば、発達障害と犯罪との結びつきが、いかに構築であるか、逆に言えばいかに本当のことであるかといった研究(たとえば、藤川 2005a 2005b、木戸・他 2005、槇野・野村 2005)の方向での検討ではなく、両者の結びつきがいつ頃からどのように語られてきたのか、その語られ方がもたらす結果や効果はどのようなものだったかを明らかにすることが本稿の目的である。

この観点から重要なのは、その語られ方が実際上何をなしているかの分析である。スミスは、語りにおいてある個人の行動を所与の規則や状況の定義によってうまくは規定されない特別な状態と判断して人々の間に境界線を引く過程を「切り離し手続き(Cutting Out Operation)」(Smith, D. E., 1978=1987: 81-153) と呼んだ。

スミスは、「切り離し手続き」によっての境界線が引かれる効果について述べている。それは、切り離される当該個人の行動は規範的定義を生み出すものとは扱われなくなること、境界線を引く者たちは当該者の意見を考慮することなしに自分の解釈を提示する特権を持つこと、そして、当該者自身による説明はまったく問題にされないことの3点である。つまり、「切り離し手続き」の「語り手によって呈示される規則や規範、情報や観察などは、読み手／聞き手が唯一正当なものとして扱われなければならない」(Smith, D. E. 1987=

1987: 111) ことになる。

その語りには、語り手の行動はノーマルであるが、切り離される当該個人の行動はアブノーマルなものとして読みという指示を含むものである。そして、その語りには該当の個人による説明は含まれていない。つまり、当事者の弁明は全く問題にされずに「切り離し手続き」がなされることになる。

「犯罪と発達障害との関連性」に関する言説の研究には木村祐子の研究がある（木村 2008）。木村は、国会図書館 NDL-OPAC で「非行」「矯正」「発達障害」「AD/HD」「LD」「アスペルガー障害」「行為障害」の 7 つのキーワードから書籍・論文を検索した上で、「犯罪と発達障害の関連性」を医師や研究者などの専門家がどのように語っているのかを調査した。その分析では、多くの専門家や家庭裁判所調査官、法務技官、法務教官等といった実践家たちは非行の直接的な要因を障害そのものだとは捉えていないこと、非行へつながるのは二次的な要因によるものだと考えている点を指摘している。

このようないわば二次的要因説は、「切り離し手続き」が暗示する「発達障害者＝犯罪予備軍」といった先入観への対処でもあったと解することができる。このことにより、発達障害者は潜在的犯罪者ではなく、むしろ適切な理解と支援を欠いた社会環境の被害者として責めを免れることになる。だが、そうした場合、適切な対応の責任主体として家庭と学校が浮上する論理となるのである。このことは裏返せば、発達障害についての正しい理解と適切な支援があれば不幸な事件を防止できるということでもある。

### 第三節 新聞は「犯罪と発達障害」をいかに伝えてきたか

これまで新聞報道は、「発達障害と犯罪の関連性」をどのように報道してきたのだろうか。『朝日新聞データベース』を用いて、「発達障害」をキーワードとして検索した記事の中から、犯罪と発達障害の関連性を記載した記事を抽出して検討した。

「発達障害」という用語がはじめて新聞紙上に現れたのは 1984 年 10 月 31 日で、それ以来 2010 年末までに 2683 件の記事が検出されたが、頻繁に「発達障害」という用語がみられるようになるのは 2000 年頃からであり、急速に発達障害が注目されるようになったといえる（図-1）。このころから犯罪と発達障害の関連についての報道がなされるようになった。

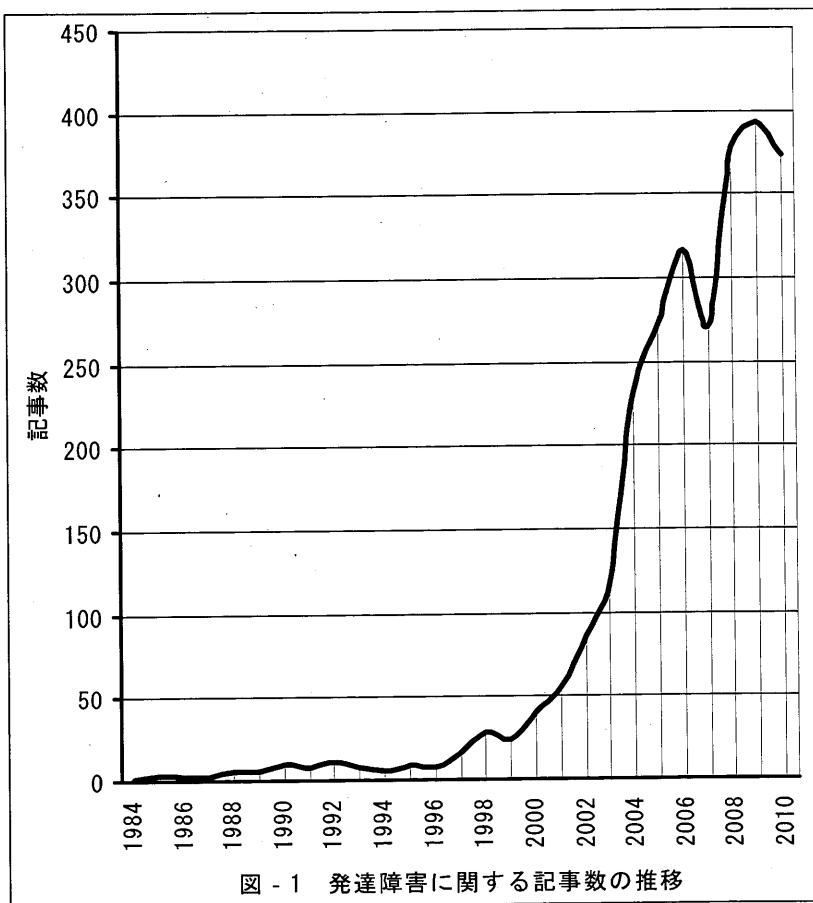


図 - 1 発達障害に関する記事数の推移

### 1 不可解な事件における発達障害の「切り離し手続き」

事件報道では殺人事件がニュースとしての価値が高いとされ、中でも被害者が女・子供である場合は、よりニュース価値がより高いとされ大きく扱われる（大庭 1990）。2000年の豊川主婦殺人事件は家庭の主婦が殺害された事件で、かつ17歳の少年による犯行であったので大きく取り扱われた。犯罪と発達障害の関連が報じられた代表的な事例の一つとして、この事件を検討する。この事件は、17歳の男子高校生が「人を殺してみたかった」というだけの理由で65歳の主婦を包丁で約40箇所も刺して殺害し、さらに帰宅した夫にも斬りつけ怪我を負わせた事件である。

この種のニュースでは、犯人のイメージ、原因の解釈、そして社会的反応へと発展しながら報道される（大庭 1990）。この少年は、後に家庭裁判所の審判の結果から広汎性発達障害であるアスペルガー症候群であることが明らかになるのだが、事件報道の初期にはステレオタイプ化されたようにごく普通のどこにでもいそうな少年像が描き出された。新聞は逮捕状が出された少年のイメージを次のように三人の談話で伝えた。

副校長によると、少年は理科系の国立大に進学を希望し、校内でも成績優秀。一方で部活動にもまじめに取り組んでいた。入学以来、非行や問題行動もなかったという。(『朝日新聞』2000年5月2日夕刊)

少年の自宅の近くに住む農業の男性(64)によると、家庭は祖父、祖母、父と本人の4人家族。数日前に高校生と道で挨拶を交わしたが、特に変わった様子はなかったという。「生徒のことはあまり知らないが、いまどきの不良という感じではない。家庭からは言い争うような声は聞いたことはない。今回のような事件とつながりは想像しにくい」と男性は話した。

少年宅近くで農作業をしていた女性(60)は「少年は祖父と祖母に大切に育てられていた。特に祖母をお母さんと呼んでいた。あいさつもよくするし、成績も良かった。近所でも評判の子で、犯行は考えられない」と話していた。(『朝日新聞』2000年5月2日夕刊名古屋版)

少年の学校の教師と同じ地域で生活をする住民の目を通して描かれた少年のイメージでは、容疑者の少年は成績優秀で、いわゆる「いまどきの不良」ではない近所でも評判の少年であることが強調されている。ここから「殺してみたかった」という動機めいたことを推測できるものは読みとれないので不可解な事件と受け止められたであろう。逸脱研究の文脈からしても、非行キャリアの深化を通して大きな事件に発展するという従来の少年犯罪とは質的に変わってきてているのではないかと感じさせた。普通の少年が猟奇的な犯罪を起すはずがないというステレオタイプ化された既成イメージが覆されることになる。

「少なからず彼らの気持ちが分からなくもないと思っている自分がいる。(中略) あのような事件を起こしてしまう。そのような可能性はだれにでもあるのではないかだろうか」(『朝日新聞』2000年5月13日朝刊) という17歳の高校生の投書にあるように、殺人を犯したこの少年だけではなく「誰もが犯行に及ぶ可能性があるのではないか」という不安が生じる。この不安は、被害者になると同時に加害者になる可能性への不安でもある。

やがて、この少年がアスペルガー症候群であったということがこの不可解な謎の解明をし、原因の解釈が行われることになる。新聞は次のように伝えた。

この審判の決定理由では「医学的見地に基づいて考察すると、少年の症状は高機能広

汎性発達障害（あるいはアスペルガー症候群）によるものと判断される。そして、少年は、本件非行時、前記疾患の特有症状である共感性の欠如、執拗なまでのこだわり、想像力の欠如などによって、理非善悪を弁別する能力が著しく減退した心神耗弱の状況にあったと認められる」とされている。（『朝日新聞』2000年12月26日夕刊）

動機がはっきりしない獵奇的で不可解だった事件がアスペルガー症候群という私達とは異なる特別な人によって起こされた事件ということになった。つまり、この少年の行為を普通の少年の行動としては説明ができず、発達障害者の行動として説明したことになる。「普通」から一転して「障害」のラベルを付与した過程は、自分たちとは異なる存在であるとみなして、「切り離し手続き」の機能を果たしたことになる。自分たち（書き手・読み手）と発達障害者の間に境界線を引く「切り離し手続き」によって、普通の少年が凶悪な犯罪を起こすのではないかという被害不安と加害不安が払拭されることになる。

次に類似の事件をもう一つあげてみよう。この事例は長崎で起きた中学生による児童誘拐殺人事件である。2003年に、長崎市の家電量販店に家族で買い物に来ていた児童が行方不明となり、翌日立体駐車場で殺害されて遺体となって発見されたという事件が発生した。数日後に中学1年生の少年の犯行であることが報道され、人々は大きな衝撃を受けた。

補導された少年(12)を知る人たちによると、学校での成績はトップクラスだが、精神的な幼さを感じるときがあったという。

記者会見した校長、教頭の話では、1学期の期末テストで五教科500点中465点を取った、三国志など歴史物を読んでいた、学級会では保健委員を務めていた。

身の回りの整理整頓が苦手な面はあったが、「目立った問題行動はなかった」。ただ、「担任は精神的に少し幼稚を感じることがあった」という。（中略）友人に「むかつく」「まじめ」などとからかわれたりすると、突然むきになったり、「うるさい」と怒鳴って、教室を走り出したことがあった。「パニックになりやすい。切れたら怖い」ともいわれていた。（『朝日新聞』2003年7月10日朝刊）

事件報道の初期の段階から、少年と関係のあった人びとの証言をもとにして、少年の日常生活や行動の特性として「突然むきになったり」「パニックになりやすい」など発達障害を想起させるような少年像が語られていた。そして後に、アスペルガー症候群であった

ことが報じられた。

中学一年の男子生徒の精神鑑定書は、生徒については広汎性発達障害の一つの「アスペルガー症候群」と診断したが、事件との直接的な因果関係を否定。(『朝日新聞』2003年9月24日朝刊西部版)

少年のアスペルガー症候群が本件非行に影響していることは確かであるが、同障害そのものが直接本件非行に結びつくものではない。少年には幼稚園時代から他者との意思疎通に難があり、それに伴うさまざまな特異行動がみられたにもかかわらず、家庭と学校が問題意識を共有することができなく、少年に発達障害があると認識してそれに応じた指導に当たる機会を得ることができなかつた。(『朝日新聞』2003年9月30日朝刊)

犯罪と発達障害の関連性については、「障害が影響はする」ものの「直接は結び付かない」というような一見矛盾を含んだように見える曖昧な表現となる。

そして、発達障害には原因を帰せないで、学校と家庭が少年の障害に応じた適切な対応をしてこなかつたことを次のように指摘した。

母は少年の運動能力が劣ることや手先が不器用であることを気にして幼児期から特訓をしたり、小学校入学後はほかの児童に馬鹿にされないように付きつきりで勉強を教え、寄り道をすると激しく叱責したが、このような父母の養育態度は少年が同年代の子どもと交友する機会を減少させ、少年の相互コミュニケーションのつたなさ、共感性の乏しさに拍車をかけた。(『朝日新聞』2003年9月30日朝刊)

小学校時代は教師や同級生が少年の特異性を認識して優しく接するなど特別な配慮をしていたが、中学入学で特別な配慮を受けることがなくなるなど環境が大きく変化した。(『朝日新聞』2003年9月30日朝刊)

親が子どもの能力向上のために熱心に教育をするということはどこにでも見られることがだが、本事件では少年の社会性の育成に悪影響を及ぼし、事件に何らかの影響を与えたということを示唆し、さらには、中学校が少年の特異性を認識せずに特別な対応をしなかつたことも原因として指摘した。

木村が「通常医療的な解釈は科学的根拠をもとになされるので学校や家庭などの要因を

寄せ付けないが、そのような傾向はまったく見られなかった」(木村 2008 : 234) というように、新聞記事でも学校と家庭の責任を指摘している。犯罪報道は加害者とその関係者に対して社会的制裁の機能をも有している(北澤・片桐 2002 : 18) のであり、保護者と学校の責任を単に指摘するだけでなく社会的に制裁したことにもなる。

また、このような指摘は、医療的な処遇を受けさせたり、発達障害を正しく理解して適切な支援を行ったりすることで、このように重大な事件を防ぐことができるということをも示唆するものであろう。

次の事例は、発達障害を理由に保護処分がなされたことを報じた記事である。

殺人の非行事実で札幌家裁に送致された札幌市中央区のもと大学生(19)に対する少年審判が開かれた。裁判長は「発達障害が認められ、刑事処分ではなく保護処分が相当」として、中等少年院送致を決めた。(中略) 少年は4月9日の未明、自室で寝ていた姉の背中や首などを刃物で刺し殺害した。少年は姉に対する憎しみからではなく、発達障害に由来するストレスの蓄積から、突発的に犯行に及んだ。(『朝日新聞』2006年12月1日朝刊)

少年事件については、その可塑性から健全育成の目的として保護処分を課すものとされているが、16歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件では原則「逆送」すべきものとされている。しかし、本事件は19歳の少年が姉を殺害したにもかかわらず、家裁は「逆送」せずに少年審判により保護処分を決定したということが新聞によって報じられた。それは殺害という罪を犯したのが少年だという理由からではない。「発達障害に由来するストレスの蓄積から突発的に犯行に及んだ」と発達障害と殺害行為との関連性をとらえて、発達障害を理由に保護処分という文脈である。他の刑事裁判でも「発達障害→心神耗弱状態→刑の軽減」の文脈で弁護側が刑の軽減を主張してきた事件がある<sup>4(4)</sup>。このように発達障害は犯罪と関連付けられて刑の軽減のロジックに用いられる。

<sup>4</sup> 2001年に起きた浅草女子大生殺害事件[佐藤, 2005], 2005年の寝屋川小学校職員殺害事件[佐藤, 2007]などがある。

## 2 保護者らの不安

これらの犯罪と発達障害の関連を報じる記事は、発達障害者とその関係者にとっては、他人事ではなく当事者としての心配が募ることになる。次の文はアスペルガー症候群の子を持つ母親からの「不安を募らせる障害名の報道」と題した投書である。

「広汎性発達障害」「アスペルガー症候群」だったと知って、同じ障害の子をもつ親は恐れる。同じような事件を起こすと見られるのではないかと。周りの人たちとの信頼関係が崩れるばかりか、関心のなかった人にまで不安感を持たれてしまうかもしれないのだ。この障害名を明かして、いろいろな場面で理解を求めてきた。少年に関する記事には「犯罪や非行に直結しない」とあったが、どれだけの人が信じてくれるだろう。私だって立場が違えば不安な眼で見てしまうかもしれない。(『朝日新聞』2003年9月29日朝刊)

この母親は、我が子に発達障害がある事を隠してきたのではなく、反対に積極的に障害名を周りの人たちに明かして理解を求めてきた。この人たちとの信頼関係が崩れてしまうのではないか、事件を起こすと見られてしまうのではないかと恐れている。さらに障害が犯罪や非行との直接的な因果関係がないということをどれだけ信じてもらえるのかと不安感を募らせている。

罪を犯して報道されている少年に付与された「発達障害」というラベルは、この事件を起こした少年だけでなく「発達障害」の診断を受けている全ての人びとを指すカテゴリーとして機能してしまう。したがって報道されているような「発達障害」に直接かかわりのない人にとっては「切り離し手続き」として機能をするのであるが、「発達障害」者とその関係者にとっては、他者からのラベルに不安と怖れを感じさせられることになる。被疑者の日頃の生活状況や性格等のみを取り上げるような報道は“犯罪者”的人格的欠陥をあげつらうことによって正義の味方面をする新聞のまさに“活字暴力”(浅野 1984:57-58)ともなりりかねない。

次は、研究者による寄稿の記事についてである。これは藤川の研究による知見が「(藤川教授の紙上特別講義) 非行から見えてくるもの」と題して一般の人びとに伝えられた記事の一部である。

(前略) こうした「いきなり型」の犯罪が関心を集める中で、従来の解釈では説明のつかない非行について、新たな要因が浮かび上がってきました。

私は非行の要因を（1）家庭崩壊や被差別体験に伴う社会的要因（2）家庭での虐待、学校でのいじめによる心理的要因（3）脳機能障害による生物的要因に分類しています。

「ワル」が非行の主役だったころは、要因を（1）（2）で説明できたのですが、それだけではなぜ非行に走るのか説明し難い事例が一部にありました。それが（3）、すなわち発達障害が関係していることを念頭に置くと、「そうだったのか」と合点がいくのです。

（『朝日新聞』2008年12月22日朝刊大阪版）

この記事では、従来から言われてきた「社会的要因」「心理的要因」に加えて、藤川の著書（藤川 2005b: 133）でも述べられている「生物的要因」を紹介した。犯罪と発達障害に詳しいとされる専門家による寄稿は「犯罪と発達障害と関連性」の記事を権威化し、これらの記事の信頼性、妥当性を増すことになる。だからこそ、このことは発達障害者とその関係者にはさらなる不安を増大させる結果となつた。次の記事は藤川の寄稿に対する読者（40歳代の主婦）からの反応である。

発達障害の傾向がある小学生の息子の母です。人間関係のトラブルは数え切れないほどあります。何かトラブルを起こすたびに頭を下げるこ�数え切れないほどです。（中略）しかし、発達障害というのはいまや差別の対象になっているのです。「発達障害＝犯罪予備軍」なのです。それは誤解であるという説明にはまったく聞く耳を持ってもらえないません。みな自分の子どもを守ることに必死なのです。

周囲の理解があるとないのとでは、本人の将来に雲泥の差が出るのです。親への支援も非常に大切だと思います。トラブルがあるたびに、うつになるか、子どもに手をかけてしまうか。現状では、そんな親が多くなるのは当たり前です。私も、いつも「悔しい」という気持ちになってしまいます。（『朝日新聞』2009年1月12日朝刊大阪版）

発達障害者に対する社会の無理解、「発達障害＝犯罪予備軍」という筋書きの誤った言説に対して専門家が代弁してくれないことで誤解が再強化してしまっていることへの不安と悔しさがつづかれている。そして、周りの人々の理解と適切な対応があれば犯罪を引き

起こすことがないということを解ってほしいと訴えている投書でもある。

### 3 発達障害が認められなかつた事件

次は事件を起こした少年を発達障害とは認めなかつた事件である。「切り離し手続き」がなされないで一見普通に見える子でも命をうばうような事件をおこすという不安感を生じせしめるような記事である。この事件は2004年6月、長崎佐世保の小学校で6年生の女子児童が同級の女子児童にカッターナイフで首を切られて死亡した事件で、家庭裁判所は加害の女子児童には認知・情動面で問題があつたとしたが障害とは判断しなかつた。新聞は次のように伝えた。

15日の家裁審判からは、その答えが見つからなかつた。（精神鑑定に）特別な理由を求めていたのだと思う。だが、出てきた結果は特別なものに見えなかつた。調査の限界なのか、『普通』だと思っている子でも起こし得ることなのか、判断つきかねている。  
(『朝日新聞』2004年9月16日朝刊西部版)

今回の決定は、一見「普通」に見えても重大な問題を抱えている子どもがいる可能性も明らかにした。女児は成績が優秀で生活態度も問題がないとされ、付添人も当初は『コミュニケーション能力には問題はない』とみていた。大勢の「普通の子」の中に埋もれた本当に問題を抱える子どもを、学校や家庭はどう発見し、どう対処するのか。私たちは重い課題を投げかけられた。（『朝日新聞』2004年9月16日朝刊西部版）

犯行に及んだ女子児童には障害がなかつたということで「切り離し手続き」がなされない。他にも普通の子による犯行が起るのではないかという不安を生じさせるような記事である。一般の人びとは「原因不明なままで、人々は落ち着かない」（大庭 1990：27）ので、この記事では、「学校や家庭はどう発見し、どう対処するのか」と、学校と家庭に責任の矛先を向けて落ち着こうとする。すなわち、この報道は、一見して普通に見ても重大な課題を抱えている児童を見逃していることを問題として指摘しているのである。

### 第四節　まとめにかえて

これまで新聞報道でみてきたように、1990年代後半からたびたび報道された少年による重大事件は、不良少年による犯行ではなく、いわゆる普通の子による動機のはつきりしな

い犯罪として報道されて人々の不安を煽ることとなった。新聞は少年の心を理解することで事件を解釈しようとしてきたのであるが心の理解ができないために心の闇などと言い、事件を解釈できない不安だけを煽ることとなっていた。それまでは非行キャリアの深化によって次第に大きな事件へと発展していくものとステレオタイプに考えられていた。ところが、これらの事件では普通の子が突然残虐な犯行に及ぶという報道がなされたことが被害者になる不安と加害者になる不安とを生じさせた。これらの不安は、原因不明というわけのわからないことから生じる不安なのであり、普通の子は犯罪を起こすはずがないという既成イメージが覆されたことから生じる不安なのだろう。

凶悪、不可解といわれたこれらの事件から生じる不安を取り除くためには、一般の人びとが理解可能な説明が必要になる。このように少年犯罪に対する不安を抱えた中で、報道は「犯罪と発達障害の関係性」をもとに事件を解釈しようとした。「犯罪と発達障害の関係性」の語られ方は「発達障害が犯罪を直接引き起こすものではないが、障害が犯罪に影響した」ということであった。しかし、原因が不明で事件解釈ができずに不安が蔓延している状況では、「発達障害が影響した」ということだけが重要なことと受け止められ、事件の原因を求めている読者には「犯罪を直接引き起こすものではないが」という部分はそれほど重要ではなく、むしろ軽く受け流されてしまうことになる。

そして、アスペルガー症候群の特徴として、他者の気持を理解する共感性に欠けることや人間関係を築くコミュニケーション能力に欠けること、強いこだわりを持つこと、衝動的な行動があることなどを列挙した記事は、発達障害が犯行の要因となったことを読者に想像させるに十分であった。こうして、多くの人びとは「所与の規則や状況の定義によつてはうまく説明されない」(Smith, D. E. 1978=1987: 119) のでわけのわからないといわれてきた事件を、アスペルガー症候群という私達とは異なる発達障害の特別の少年が起きた事件として「切り離し手続き」を行って境界線を引き、被害者になる不安と加害者になる不安から解放されることになる。障害が直接犯罪を引き起こすものではないが犯行には影響したという一見矛盾を含む曖昧な言説は障害者に対しての配慮から生じるものなのであろう。しかし、障害者とその関係者からは、「障害者=危険人物」という短絡的な誤解を生じさせる報道に対しては抗議が寄せられることとなった。

裁判の記事では、アスペルガー症候群という発達障害を理由に保護処分がなされてきたことが報じられてきた。つまり故意に死に至らしめた事件であっても刑事責任は追及せずに保護処分に処されてきたという文脈になる。それは、単に少年だからということでは

なく発達障害だからなのである。コンラッドとシュナイダーが逸脱の医療化（当該行動を病気あるいは疾患の症状と定義すること）の暗い側面として、「医療化が進むにつれて、誰に責任があるのかということはますます曖昧になってきた」(Conrad, P. & Schneider, J. W. 1992=2003: 470) と責任が他者に転嫁されるなど責任が曖昧になることを指摘しているように、発達障害者による犯罪だと言うことで、生命を奪われた被害者が存在しても刑事責任を追及されるべき加害者が存在しないことになる。

そして、新聞は犯行の責任を発達障害の少年個人に帰することはできずに、発達障害に気づかず適切な教育をしなかった家庭と学校に帰責する。こうして罪を犯した発達障害の少年は、再定義され「不適切な教育の被害者」としてのラベルを付与されることになった。

犯罪は実態としての行為が存在したとしても（存在しなくとも）、犯罪が社会的に合意された定義によって刑罰化されたり刑罰化されなかつたりする。コンラッドとシュナイダーは、アルコール依存症が罪や道徳的な弱さによるものではなく病気と考えられ医学的治療がなされるようになったことが人道的だという例にあげて、逸脱が医療化されることの明るい側面として人道主義的な傾向をあげている (Conrad, P. & Schneider, J. W. 1992=2003: 446)。同様に、発達障害者の犯した行為が刑罰ではなく保護処分などの非刑罰によって処されることも人道的な手段の一つであると解することができるだろう。

「ニュース・ストーリーを効果的に論じるであろう『識者』を、報道主体は選択する」（大庭 1990:27）のであり、精神科医や研究者などのコメントや解説という権威ある言語表現によって「犯罪と発達障害との関連性」の言説がより確かなものとなって読者の信頼が深まるとともに、その報道内容の妥当性、信頼性が担保される。

自閉症スペクトラムといわれるよう連続している特性の中に自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害と定型発達者の間に境界線を引き、ラベルを付与することが「切り離し手続き」であり発達障害の定義活動ということになろう。こうして定義された発達障害と犯罪についての言説が何をしてきたのかということを、新聞記事を検討することをおして見てきた。残忍な事件を起こした少年が発達障害であったと言うことは「切り離し手続き」の機能をしており、1990年後半からの普通の少年による犯罪に対する不安を払拭した。そして、この言説は発達障害者による罪のある行為を刑罰ではなく保護処分することに用いられてきた。また、そうしたことから責任を家庭と学校に帰すこととなつた。しかし発達障害者とその関係者に不安を生じさせることにもなつた。また、発達障害を正

しく理解して適切な支援をしていくならば発達障害が犯罪に結びつくことはないのだが、その理解と適切な支援に欠ける社会環境の問題を提起することにもなったのである。

## 終章

本論文では、ベッカーのパースペクティブからラベリングという視点で少年犯罪・非行をめぐる社会的相互行為を見てきた。ベッカーは「逸脱は社会によって生み出される」(Becker 1963: 8=1973: 16) というように逸脱を相互行為論的に捉えてラベルを貼ることによって逸脱を生み出すのだ、とラベリングの意義が逸脱の同定にあることを述べた。そして、「ラベリング論再考」(Becker 1973=2011)においてベッカー自身の逸脱行動論が相互行為論であると、強く述べていることによるものである。

ベッカーが、ラベルが逸脱を生み出す、ということのインプリケーションは逸脱の定義命題なのである。しかし、ラベリング論の主張していることを、ラベルを貼ることが逸脱の動機になるのだ、という原因論的な命題として理解されて定義命題が適切に評価されないことに対してベッカーは不快感を持っていた。

逸脱を定義したラベルは何をするのかということを永山則夫の事件を検討してきた中で見ることができた。則夫は、彼を取り巻く社会的環境によって規定された表相性のために侮蔑され、差別されながら育った。則夫は表相性というラベルが他者のネガティブな社会的反作用を誘発し、彼が所属する比較的狭い範囲の社会では生きられなくなっていくことを学んでいった。

日本社会の高度経済成長期において豊かで明るい社会に向かおうとしているように思えた時代に、貧困であるがために蔑視され不登校状態となり、それに加えて母親からの虐待と兄の暴力を受けていた則夫は家郷を嫌悪し都会での生活に夢を見た。則夫自身も劣悪な環境にいる自分を嫌悪していた。他者が自分自身をどう見ているのかということを認識することで自分自身を知るのであるならば、家族も含めて則夫に関わるすべての人間から蔑視されていると感じていた則夫は自分自身をも嫌悪していたに違いない。当然自己肯定感などは感じていなかったであろう。則夫が、自らを犯罪者なのだ、と認識したのは、自分の起こした犯罪が記事になった新聞を読んだときだった。新聞記事で多くの人びとが則夫を犯罪者と見ていると知ったときに犯罪者になったのだと認識したのだった。

金の卵として集団就職で上京した則夫は、家郷において貼られたラベルを誰も知らない新たな地で生きようとした。そこでは、もし誰かに知られたならばここでも信用を失ってしまうようなラベルを隠しながら生きなければならなかつた。すなわち、則夫に貼り付けられた負のラベルは、知られれば「信頼を失う事情」であり、これを付与された者はその情

報の管理・操作、すなわちパッキングを強いられることになる。

家郷での過去を職場の上司が知っているということを知った則夫はそこから逃避せずにいられなかった。しかし、いつでもどこでも逃避するのではなく、まじめ態度で勤勉に勤務もしたし、夜間高校に通って勉学して負のラベルを修正しようとも努力した。

逸脱という負のラベルを貼られた者がとりうる態度は、それを受容するか拒否するかである。則夫は、それを自ら進んで逸脱者のとして行動する自認も、あきらめてそれを受け入れる黙従もしなかった。貼られたラベルを拒否してラベルの修正を試み、それも不可能になると逃避したのだった。

則夫がしようとしたラベルの修正を妨害したのは、皮肉にも則夫の更生を支援するはずの保護司の活動だった。則夫が社会へ適応して生活できるようにするために行った活動が、則夫の負のラベルを他者に知らしめて彼を退職に追い詰めてしまう結果になろうとは保護司には予想ができなかつたのであろう。保護司にとっては意図せぬ結果となってしまったのである。

則夫が他者に知られないように情報の管理／操作をしたことは、貧困家庭で育ったこと、集団就職直前の窃盗事件、密航事件、そして出生地が網走呼人番外地であることだった。これらのことが負のラベルとしてはたらいた。窃盗事件、密航事件については、社会によって作られた規則を則夫の行為に適用してつくられた逸脱のラベルである。貧困家庭、出生地のラベルは、どのようにしても則夫には避けることができないものであり、かつ則夫には責任の無いラベルということができよう。まさに「それはこの過去性に一つの意味を与えて（網走＝犯罪者の子＝悪、等々）、彼をあざけり、彼にその都度就職の機会を閉ざし、彼の未来を限定する他者たちの実践」（見田 2008:23）なのである。過去性によって付与されたラベルは、被ラベリング者の現在を規定し、さらには未来を予測させるものとしてはたらくのである。そして負のラベルは未来をも限定してしまうのである。

つぎに、ラベルを貼り付ける過程を少年サポートチームの実践と子ども見守り隊の実践からと見てみよう。

少年サポートチームの活動は、新聞等で少年犯罪が凶悪化、低年齢化していると報道されていたことがきっかけとなり、子ども見守り隊の活動は、子どもたちが街頭で襲われるという報道から不安感や危機感を感じたことから生まれた活動であった。

報道によって少年犯罪の実態が明らかにされ、それによって警察等の少年犯罪への対応がより厳しいものとなっていき、中学生のような年少少年であっても逮捕される事案が多数

見られるようになってきた。このことは学校教育に対する不信感や批判を生じさせた。このことに危機意識を持った教育委員会は、学校があらゆる問題行動を抱え込むことには無理があることから、学校教育で対応が可能なことと学校教育では対応が困難な事案を明確にして関係機関との行動連携をしたのが少年サポートチームであることを見てきた。

その活動の目的は、少年犯罪の未然防止と非行の深化防止であった。したがって、少年サポートチームの対象となる事案は犯罪までは至っていない問題行動である。非行がエスカレートしていくタイプの問題行動における初期の小さな兆候をとらえて、多方面から関係機関が迅速に対処することで目的に即した効果をあげている。

学校教育で対応ができることと対応が困難なことを明らかに区別をしたことは、学校の責任の範囲を明らかにしたことであり、また、多くの問題を抱え込んで苦悩してきた学校が学校の抱える問題を明らかにすることでもあり、学校には隠蔽体質があるなどという批判をも払拭するものとなろう。

しかし、少年サポートチームの対象とされることは、他の少年とは異なる表相性が付与されてしまうという意図しないことが起きてしまっていた。犯罪には至らない小さな兆候であるにもかかわらず「警察の厄介になった」「児童相談所の世話になった」ということになってしまふ。それは活動の目的には無かった負のラベルを貼ってしまうという意図しないことなのだ。ベッカーが述べるような規則を制定してそれを特定の人に執行することよつてなされるラベリングを意図的ラベリングと呼ぶとするならば、少年サポートチームが行ってしまうようなラベリングを無意図的ラベリングということができよう。

子ども見守り隊においては、日々子どもたちと触れ合う大人たちは一人ひとりの子どもの特性を知るようになり、大人たちの価値判断で子どもを評価するようになる。それは大人と子どものインフォーマルな関係で貼られるインフォーマルなラベリングとなる。このラベリングも活動の目的とはかわりが無く、意識しないうちに従っているラベリングなのである。

そして、発達障害のラベルは犯罪と関連付けられて語られるようになり、「切り離し手続き」によって、それまでの常識では理解されないとして一般の市民が感じていた少年犯罪に対する不安を払拭した。しかし発達障害者とその家族などの関係者には新たな不安を与えることになった。この新たな不安を生じさせたことも犯罪と発達障害の関連性を述べる専門家の意図するものではなかったのである。

これまで見てきたように、ラベリングにはベッカーの議論するような意図的ラベリングだ

けでなく、無意図的なラベリングが存在することがわかる。

また、永山則夫に対する保護司の活動が則夫を退職に追い詰めてしまったり、少年サポートチームが新たなラベリングをしたり、子ども見守り隊の活動が子どもたちの活動を制限してしまったり、犯罪と発達障害の言説が発達生涯者に新たな不安を感じさせたりするなど、ある目的のために行う社会的な活動において、目的にはないさまざまな副作用も発生していることも見てきた。他者に何らかの影響を与える活動をするに当たっては、意図せずに起きていることに自覚的になり、それへの対応策をも講じることが必要なのであろう。

ベッカーが逸脱の研究において社会学者はアンダードッグの側に立たなければならない、と言ったのはなぜなのかを再度見てみよう。

社会には信頼性のヒエラルキーがあるとベッカーが言うときの信頼性とは、何が現実なのかということの認識に関する信頼性を意味している。一般に、その信頼は社会構造上・社会関係上の上層の者におかれている。信頼性の上層のものは権力や権威を持つものであるが、それは社会制度を根拠にしていて、公的な機関や専門家といわれる人びと等であり、下層の人びとの世話をする人びとである。下層の人々は世話になる人びとなのである。本論文で言えば、保護司は上層で被保護観察者は下層、教員は上層で児童生徒は下層、大人は上層で子どもは下層ということになる。下層の者は上層のものに注文をつけたり指示したりすることはできない。下層のものは上層のものに命令することはできないのである。下層の者からの組織的な対抗、意義の申し立て、権力闘争がないのだから、上層の者の信頼が自明のものとなってしまうとベッカーは考えるのである。だからこそ、アンダードッグに共感し、アンダードッグの側に立つべきなのだ、と言う。

ベッカーの逸脱行動論において、逸脱に関わるすべてのものを対象とする集合的行動として逸脱を理解して、アンダードッグの側に立って研究すべきだという議論の再評価したことと、少年犯罪・非行のような典型的な逸脱だけでなく、より幅広い社会的事象においても逸脱行動論の枠組みでとらえて研究することが可能になるものと考えられる。

## 文献

- 浅野健一, 1984, 『犯罪報道の犯罪』学陽書房.
- 鮎川 潤, 2006, 『逸脱行動論』放送大学大学院教材.
- Becker, H. S., 1963, *Outsiders:Studies in the Sociology of Deviance*, New York: The Free Press. (=1993, 村上直之『新装アウトサイダーズ ラベリング理論とは何か』新泉社.)
- , 1967, "Whose Side Are We On?", *Social Problems*, 14:239-247
- , 1973, "Labelling Theory Reconsidered," in *Outsiders:Studies in the Sociology of Deviance*. The Free Press, pp. 177-208. (=2011, 村上直之「ラベリング理論再考」『完訳アウトサイダーズ——ラベリング理論再考』現代人文社:173 - 200. )
- Conrad, P. & Schneider, J. W. 1992, *Devience and Medicalization*. Temple University. (=2003, 進藤雄三・杉田聰・近藤正英『逸脱と医療化——悪から病へ』ミネルヴァ書房. )
- 土井隆義, 1988, 「ラベリング論と知識社会学 逸脱行動の知識社会学的理的理解の試み」『年報人間科学』(9) :27-46
- 藤川洋子, 2005a, 「青年期の高機能自閉症・アスペルガー障害の司法問題——家庭裁判所における実態調査を中心に」『精神科』7 (6) :507 - 511 .
- , 2005b, 『少年犯罪の深層』ちくま新書.
- , 2007, 「少年犯罪と軽度発達障害」『現代のエスプリ』474: 218-224.
- 福島県教育委員会, 2002, 『問題行動等地域支援システムに関する実践研究』
- Goffman, E., 1963, *Stigma:Note on the Management of Spoiled Identity*, New York, Prentice-Hall, Inc. (=2009, 石黒毅, 『スティグマの社会学』せりか書房.)
- 宝月誠, 1973, 「ラベリング論の検討（一）逸脱と統制」『大阪府立大学紀要人文・社会科学』21:61-67.
- , 1977, 「ラベリング論の検討（二）逸脱と統制」『大阪府立大学紀要人文・社会科学』25:21-33.
- , 1984, 「傷ついたアイデンティティ」大村英昭・宝月誠『逸脱の社会学—烙印の構図とアノミー』新曜社:263-276.
- , 1990, 『逸脱論の研究』恒星社厚生閣.
- 鎌田忠良, 1970, 『殺人者の意思』三一書房.
- 木戸久美子・中村仁志・藤田久美・林隆, 2005, 「発達障害と性犯罪および性非行について

- の文献的考察』『山口県立大学社会福祉部紀要』11:135-139.
- 木村祐子, 2008, 「少年非行と障害の関連性の語られ方: DSM型診断における解釈の特徴と限界」『人間文化創成科学論叢』11:227-236.
- 郡山警察署, 2012, 『平成23年版地域安全白書 郡山』.
- 郡山市教育委員会, 2003, 『サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業報告』.
- 北澤毅・片桐隆嗣, 2002, 『少年犯罪の社会的構築』東洋館出版社.
- 桐生正幸, 2006, 「親が感じる犯罪不安 実態を知ることから始まる」岡本拡子 桐生正幸 編著『幼い子どもを犯罪から守る』北大路書房:16-27.
- 草薙厚子, 2004, 『少年A矯正2500日全記録』文藝春秋社.
- 楳野葉月・野村俊明, 2005, 「注意欠陥/多動性障害(AD/HD)と非行」『千葉大学教育実践研究』12:25-31.
- 松坂規生, 2005, 「子ども対象暴力的性犯罪の出所差による犯罪防止を含む子ともを犯罪から守るための対策について」『警察学論集』58(9):1-9.
- 見田宗介, 2008, 『まなざしの地獄』河出書房新社
- 文部科学省, 1998, 『学校の「抱え込み」から開かれた「連携」へ—問題行動の新たな対応』.
- 森田洋司, 2004, 「逸脱の研究方法」宝月誠・森田洋司編著『逸脱研究入門——逸脱研究の理論と技法』文化書房博文社:15-43.
- 内閣府, 2006, 『子どもの防犯に関する特別世論調査』
- 永山則夫, 1971, 『無知の涙』合同出版.
- , 1984, 『木橋』立風書房.
- , 1987, 『捨て子ごっこ』河出書.
- , 1989, 『なぜか、海』河出書房.
- , 1990, 『異水』河出書房
- 大庭絵里, 1990, 「犯罪・非行の『凶悪』イメージの社会的構成」『犯罪社会学研究』15:18-33.
- 大谷恭子, 1999, 『死刑事件弁護人 永山則夫とともに』悠々社.
- 作田明, 2002, 『なぜふつうの子供達が犯罪少年になっていくのか』アドア出版.
- 佐藤幹夫, 2005, 『自閉症裁判——レッサーパンダ帽子の「罪と罰」』洋泉社.
- , 2007, 『裁かれた罪——裁けなかつた「こころ」 17歳の自閉症裁判』岩波書店.
- Smith, D. E., 1978, "K is mentally ill: The anatomy of a Factual Account,

“*Sociology*, 12, vol. 1:23-53 (=1987, 山田富秋・好井裕明・山崎敬一「Kは精神病だ  
一事実報告のアナトミー」『エスノメソドロジー 社会学思考の解体』せりか書房:81  
-153.)

Spector & Kitsuse, 1977, *Construction Social Problems*: Cummings. (=村上直之・中河伸  
俊・鮎川潤・森俊太郎訳 1990 『社会問題の構築—ラベリング論をこえて—』マジュー  
ル社.)

Sudhir Venkatesh, 2008, *Gang Leader For A Day:A Rogue Sociologist Takes To The  
Street*:The Penguin Press (=2009, 望月衛, 『ヤバい社会学』東洋経済新報社. )

高原正興, 1996, 『社会病理学と少年非行』法政出版.

———, 2011, 『新版 非行と社会病理学理論』三学出版.

矢作由美子, 2003, 「少年サポートチームの現状と課題——非行少年の心のサインが聞ける  
チーム作りへ」 『教育研究所紀要』文教大学付属教育研究所, 12:69-78.